



HIDASHIN DISCLOSURE 2020

飛驒信用組合の現況

平成31年4月1日～令和2年3月31日

経営理念

- 1 地域金融を通じ、地域社会の発展に貢献します。
- 2 お客さまの声を経営に反映し、質の高い金融サービスを提供します。
- 3 金融機関としての社会的責任と公共的使命を念頭に、法令遵守態勢の徹底と高い企業倫理の確立に努めます。

当組合の概要

名称	飛驒信用組合	店舗数	16ヵ店 他に店舗外ATM 21ヵ店
略称	ひだしん	自己資本額	256億円 (うち出資金 3億円)
本店所在地	高山市花岡町1丁目13番地1	組合員数	26,566名
設立	昭和29年9月28日	預金積金	2,588億円
営業区域	高山市・飛驒市・大野郡	貸出金	1,172億円

(令和2年3月31日現在)

飛驒信用組合の現況

- 1 ごあいさつ
- 3 ひだしんと地域社会
- 5 令和元年度 業績のご報告
- 6 ひだしんのあゆみ
- 7 ひだしんトピックス
- 9 地域・社会貢献活動
- 11 地域密着型金融の取り組みについて
- 17 さらなる金融仲介機能の発揮
- 21 店舗のご案内
- 22 コンプライアンス体制について
- 23 リスク管理体制について
- 25 内部統制基本方針
- 26 お客さまの情報の管理
- 27 苦情対応・紛争解決措置等の概要について
- 29 信用組合と総代会制度について
- 31 組織図
- 32 報酬体系について
- 33 業務のご案内
- 35 主な手数料のご案内



お客さまとともに
歩み続けます。

ごあいさつ

平素は、飛驒信用組合に格別のご愛顧、お引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。本年も当組合の経営内容につきましてご理解を深めていただけますよう、ディスクロージャー誌「HIDASHIN DISCLOSURE 2020」を作成しましたので、ご覧いただければ幸いです。

さて、当期のわが国経済を顧みますと、海外経済の弱含みから輸出・生産が低迷し、消費税増税や自然災害の影響から個人消費も停滞する中、世界を覆う「コロナショック」が人・モノの動きを遮断する、未曾有の経済危機に直面しました。

一方金融情勢は、日銀の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策」維持のもと、米欧中央銀行の追加緩和期待の後退を受けて、12月に長期金利が一時プラス圏に浮上したほか、日経平均株価が2万4千円台を回復しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大による世界の分断は金融マーケットを大きく揺さぶり、マネー急収縮を招きました。

当地区におきましては、官民一体の観光事業推進とインバウンド需要の増加により、ホテル・民泊の新設ラッシュ等、観光産業を中心に経済の活性化が見られましたが、コロナ禍は観光客入込数の急激減を始め、極め

て深刻な影響を及ぼしています。当該状況下で、当組合は、今年度スタートした新中期経営計画に基づき、自治体施策との連携や電子地域通貨「さるぼコイン」によるキャッシュレスと域内資金循環の推進等、CSV経営に注力した金融サービスに努めた結果、期末預金2,588億円、期末貸出金1,172億円と業容は着実に推移し、当期純利益4億18百万円を計上することができました。

新年度の景気動向を眺めますと、世界的パンデミック対策による感染の早期終息が望まれますが、かつて経験したことのない「共通の脅威」との闘いは、不確実性の高まりと先行きに対する不透明感が払拭できず、極めて厳しい状況が予想されます。

かような経営環境のもと、地域金融機関の原点に立ち返り、地方創生実現への強い使命感とともにお客さま第一の経営に全力を傾注してまいりますので、一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月
会長 大原 誠
理事長 黒木 正人

地域を何よりも大切に考え、ともに歩み続けます。

ひだしんと地域社会



当組合は高山市、飛驒市、大野郡を営業区域として金融サービスを提供しており、地域の皆さまからお預けいただいたご預金は、地元企業の事業活動のための資金や当地域にお住まいの方が住宅や自動車をご購入される際の資金などへのご融資としてご利用いただいております。

また、金融機能の提供に留まらず企業経営・人材育成・文化活動・スポーツ活動といった面も視野に入れて広く地域社会の活性化に努めております。

2020 Report

今期の決算について

令和2年3月期の決算は、業務純益8億88百万円、経常利益5億85百万円、当期純利益4億18百万円を計上することができました。

業務純益

8億88百万円

経常利益

5億85百万円

当期純利益

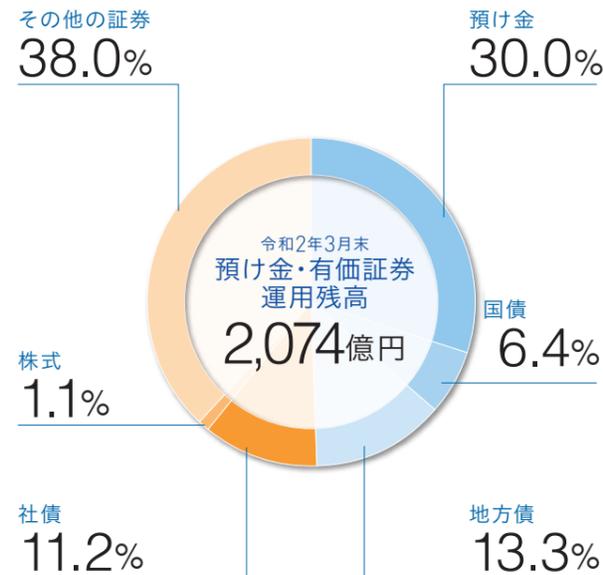
4億18百万円

ご融資以外の運用について

当組合は、お客さまのご預金をご融資による運用の他、預け金や有価証券等により運用を行っております。

このうち、預け金は主に全国信用協同組合連合会の定期預金に、有価証券は国債をはじめ高格付債券を中心に安全を第一とした運用に努めております。

■ 預け金・有価証券の運用構成

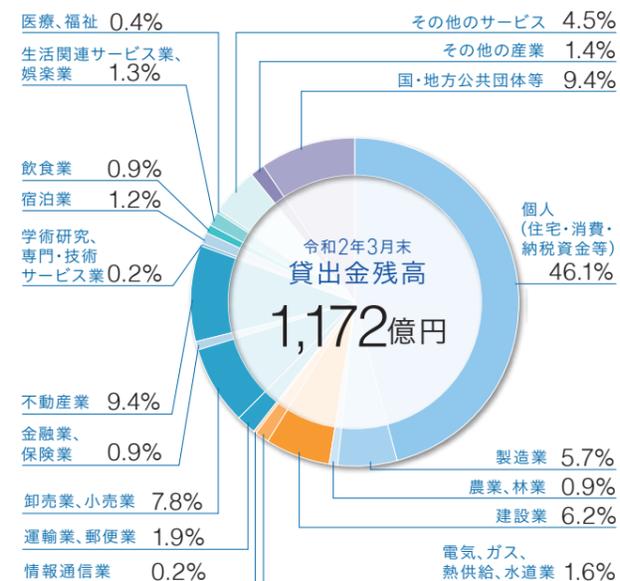


お客さまへのご融資について

お客さまからお預かりした大切なご預金は、小口・多数利用の原則に立ち、地元中小企業の皆さまへのご融資のほか、住宅ローン、消費者ローン等勤労者向けご融資を積極的に取り組んでおります。

今後も、資金ニーズに幅広くお応えできるよう融資商品の充実に努めてまいります。

■ 貸出金の業種別構成



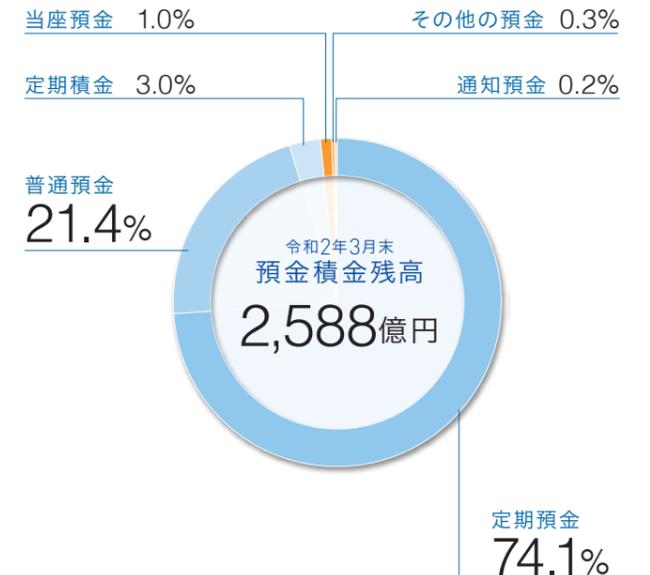
詳しくは、34ページをご覧ください。

お客さまからのご預金について

当組合は、お客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品開発や、サービスの一層の充実に向けて努めております。

また、お客さまの大切な財産を安全・確実に運用し、お気軽にご利用いただけるよう各種商品を取り揃えております。

■ 預金積金の科目別構成



詳しくは、33ページをご覧ください。

令和元年度業績のご報告

2020 Report

預金・積金

夏・冬のキャンペーン定期預金や退職金定期の販売、年金振込口座及び給与振込口座の推進による預金獲得等により、前期比18億2500万円増加(年率0.71%増)し、期末残高は2,588億7100万円となりました。

貸出金

住宅ローン、消費者ローン等の個人向け融資に加え、法人融資の積極的推進を図った結果、総融資残高は前期比21億5200万円増加(年率1.87%増)し、期末残高は1,172億2600万円となりました。

収益

日本銀行の異次元的な金融緩和の継続による市場金利の低下等、厳しい経営環境下のもと、マーケットが軟調に推移する中、効率的な資金運用と経営全般に亘る合理化・効率化の徹底に注力した結果、経常利益は5億8500万円・当期純利益は4億1800万円を計上することができました。



自己資本比率

自己資本比率の推移

自己資本比率は、貸出金や有価証券等の「リスク資産(リスク・アセット等)」に対する出資金や内部留保等の「自己資本」の割合を示す数値で、金融機関の健全性・安全性を測る重要な指標です。自己資本比率は、国内基準で4%以上でなければならずとされていますが、当組合は一貫して自己資本の充実と健全性に努めてきました。結果、令和2年3月末の自己資本比率は**14.44%**となり、国内基準の3倍を超える高い水準にあります。

自己資本の推移

当組合は、長年にわたり利益からの蓄積である、特別積立金(無コスト資金)を中心に自己資本の増強に努めてきました。結果、令和2年3月末の自己資本は、256億円と健全な体質を堅持しております。

自己資本比率
(令和2年3月期)

14.44%

自己資本額
(令和2年3月期)

256億円



*上記の詳細につきましては、資料編11ページの「自己資本の充実の状況等について」をご覧ください。

ひだしんのあゆみ

<p>令和29年 9月 飛騨商工信用組合設立 初代理事長に北村長之助就任①</p> <p>10月 高山市本町2丁目7番地で営業開始 本店を本町1丁目2番地へ移転②</p> <p>31年5月 理事長北村長之助逝去</p> <p>33年5月 古川町式之町に古川支店開設</p> <p>34年7月 二代理事長に安達彌太郎就任③</p> <p>36年6月 神岡町堀川町2丁目に神岡支店開設</p> <p>40年12月 古川支店を金森町に新築移転</p> <p>41年12月 七日町2丁目に七日町支店開設</p> <p>44年4月 森下町1丁目に山王支店開設</p> <p>46年3月 理事長安達彌太郎退任</p> <p>47年4月 三代理事長に稲田秋平就任</p> <p>昭和50年 4月 昭和町1丁目に松倉支店開設</p> <p>49年4月 飛騨信用組合に改称</p> <p>50年8月 七日町支店を七日町3丁目に新築移転</p> <p>51年3月 下岡本町に中山支店開設</p> <p>53年10月 西之一色町3丁目に松泰寺支店開設</p> <p>55年7月 国府町広瀬町に国府支店開設</p> <p>56年6月 自営オンラインシステム稼働④</p> <p>58年8月 本店新築 本店新築記念式典挙行政</p> <p>59年11月 中山支店新築</p> <p>昭和60年 10月 国府支店新築移転</p> <p>11月 吹屋町に城山支店開設</p> <p>63年5月 石浦町に新事務センター完成</p> <p>1年8月 理事長稲田秋平会長に就任</p> <p>2年8月 松倉支店を昭和町2丁目に新築移転</p> <p>4代理事長に前田修平就任</p>	<p>平成20年 10月 飛騨市指定金融機関業務開始</p> <p>22年3月 創立55周年記念寄付金贈呈</p> <p>24年9月 ひだしんさるぼぼ倶楽部発足</p> <p>25年6月 理事長林謙二会長に就任</p> <p>6代理事長に大原誠就任</p> <p>9月 花岡町に本店営業部新築移転⑧</p>	<p>平成10年 3月 松泰寺支店を西之一色町1丁目に新築移転</p> <p>4年8月 会長稲田秋平逝去</p> <p>10月 日銀歳入復代理店・外国為替業務を開始</p> <p>5年10月 神岡支店新築</p> <p>6年10月 創立40周年記念式典挙行政⑥</p> <p>11月 古川町栄2丁目に西古川支店開設</p> <p>12月 山王支店新築</p> <p>8年9月 城山支店新築</p> <p>9年5月 石浦町5丁目に石浦支店開設</p> <p>6月 「松倉支店」を「けやき通り支店」に名称変更</p> <p>11年11月 中山支店を下岡本町3078番地に新築移転</p> <p>12月 高山市指定金融機関に指定される</p> <p>12年10月 信組共同センターへ加盟</p> <p>13年11月 下林町に西高校前支店開設</p> <p>14年12月 古川支店新築</p> <p>16年10月 創立50周年記念式典挙行政⑦</p> <p>11月 三福寺町に三福寺支店開設</p> <p>17年10月 ひだしん会青年部会発足</p> <p>18年5月 郵貯ATM提携入金業務開始</p> <p>19年12月 岐阜大学と「産学連携協定」締結</p> <p>20年5月 岐阜県子育て支援企業登録制度取り組み開始</p> <p>21年6月 五代理事長に林謙三就任</p>	<p>平成30年 12月 「電子地域通貨さるぼぼコイン」リリース</p> <p>30年2月 ニッキン賞受賞</p> <p>3月 紺綬褒章受章</p> <p>6月 「飛騨信用組合ペイメントサービス」開始</p> <p>1年6月 理事長大原誠会長に就任</p> <p>7代理事長に黒木正人就任</p> <p>10月 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録</p> <p>2年3月 健康経営優良法人2020(中小規模法人部門)に認定</p>	<p>令和1年 26年3月 東海財務局より「平成25年度地域密着型金融に関する取組みにおける顕彰」受賞</p> <p>7月 無料相談所「BizCon.HIDA」開設</p> <p>8月 クラウドファンディング</p> <p>11月 「FAVVO飛騨・高山」運営開始</p> <p>11月 当組合100%出資子会社</p> <p>27年2月 「飛騨・高山さるぼぼ結ファン」設立</p> <p>11月 東山支店を駿河屋エブリ東山店内に</p> <p>28年3月 飛騨市古川町にて安達藤園を復旧整備し開園</p> <p>10月 高山市制80周年を記念し500万円を寄付</p> <p>29年2月 高山市丹生川支所内に「丹生川出張所」開設</p> <p>29年2月 高山陣屋にてプロジェクト「マッピングを実施」⑨</p> <p>29年2月 平成28年度「地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」で表彰</p> <p>岐阜県子育て支援エクセレント企業に認定</p>
---	---	---	---	--

Hidashin Topics 2019

ひだしのトピックス

ひだしの
この1年の活動を
ご紹介していきます

中期経営計画を 策定しました

もっともっと「こうありたい・HAPPY」を創るために、ひだしんは地域の皆さまと共にたくさんの「HAPPY」を創っていききたいと考えます。

前中期経営計画(2016年4月～2019年3月)で掲げた「CSV経営」その根底にある理念を組織の文化として醸成し、地域の発展に向けた取り組みも「本業」として捉え、自らプレイヤーとして地域課題の解決に積極的に関わることで、金融を通じたまちづくり会社をめざします。



Topics 01

健康経営優良法人 2020に認定

当組合は、地域の健康課題に即した取り組みや、日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する健康経営優良法人認定制度にて、「健康経営優良法人2020(中小規模法人部門)」に認定されました。当組合の主な取り組みとして、「定期健康診断受診率(100%)」、「水曜日・金曜日のノー残業デーの定着」、「年次有給休暇を促進する取り組み」、「業務の効率化を目的としたシステムの導入」、「屋内禁煙の実施」があります。

Topics 02



さるぼぼコインランドリー

「ユーザー1万人」突破!

令和1年12月4日、リリースから2周年を迎えたさるぼぼコインは「ユーザー1万人」を突破しました!また、さるぼぼコイン加盟店も1200店舗を超え、キャッシュレス・消費者還元事業の後押しもあり多くのユーザー様にご利用いただきました。これからももっと地域にさるぼぼコインが浸透し、さるぼぼコインを通じて地域がもっと元気になる取り組みを行ってまいります。



キャッシュレス・消費者還元事業の対象になりました

令和1年10月1日にスタートした「キャッシュレス・消費者還元事業」において当組合も決済事業者に登録され、地域の多くの中小・小規模事業者の方々にご参画いただきました。

飛騨で地域通貨の国際会議が開催!

令和1年9月11日から15日まで、高山市民文化会館にて第5回地域通貨国際会議が開催されました。高山市は、NPO法人活エネルギーアカデミーが発行する「Enepo(エネポ)」と当組合が発行する電子地域通貨「さるぼぼコイン」の2種類が流通する珍しい地域として注目され、アジアで初めて開催地として選出。世界各国から専門家たちが集まりました。当日は「さるぼぼコイン」のチャージ機と端末を用意し、誰でもさるぼぼコインを体験できるブースやスタンプリナーを実施し、大きな盛り上がりを見せました。



Topics 04

令和1年6月より株式会社マクアケと購入型クラウドファンディングサービス「Makuake」の活用に関する提携を開始いたしました。「Makuake」は、新商品のお披露目やテストマーケティング、バイヤーとのマッチング等を得意分野としており、販路拡大に役立てることが出来ます。2014年から活用しているFAAVO飛騨・高山(CAMPFIRE)を含め、事業者様の狙いや現状に合わせ、多様な資金調達メニューをご提供しサポートしていきます。

Makuake 取り扱い開始



Topics 03

セブン銀行ATMチャージが可能に

令和2年3月30日より、全国のセブン銀行ATMにてさるぼぼコインへのチャージができるようになりました!さるぼぼコインが、地元の方々に加えて観光客にとっても身近な存在となることで、観光消費の拡大に繋がっていきます。

地域・社会貢献活動

社会貢献活動

地域社会の一員としてCSR活動に取り組んでいます。

第56回全国信用組合大会

令和1年10月18日、東京都にある経団連会館にて第56回全国信用組合大会が行われました。当大会で、当組合の飛騨地域における「さるぼぼコイン」を中心とした取り組みを高く評価していただき、平成30年度社会貢献表彰を受けました。

また、当組合会長の大原誠より表彰事由にあたる「さるぼぼコイン」を紹介するプレゼンテーションが行われました。



ウルトラマラソン ボランティア



献血活動

ウルトラマラソン ボランティア

第8回ひだ高山ウルトラマラソンに約20名の職員がボランティアとして参加しました。

献血活動

令和元年度は、本店営業部、中山支店、事務センターにて献血活動を行いました。

文化・スポーツ交流支援

文化活動・スポーツ交流支援も毎年行っております。

飛騨・高山地域をスポーツで元気に！

ひだしんは、高山市出身のアルペンスキーヤー新井真季選手と地元のハンドボールチーム飛騨高山ブラックブルズ岐阜のメンバーとして彼女たちを全面的にサポートします。



ひだしんカップ

飛騨地域のサッカー・スポーツ少年団12団体にご参加いただきました。



企業支援・人材育成

地元経済活動を応援しています。

ひだしん会

毎年著名な講師を招いて講演会を開催しております。

ひだしん会青年部会

地元若手経営者の研修・育成を目的として、平成17年に発足しました。会員は50歳までの経営者またはその後継者で、現在の会員数は159名です。活動は、講演会、勉強会、懇親会等様々です。当組合はこれからもひだしん会青年部会を支援することで、地域の繁栄に貢献したいと考えています。



第111回 橋下 徹 先生
(元大阪府知事・元大阪市長)



第110回 近藤 サト 先生
(フリーアナウンサー・ナレーター)



第109回 金村 義明 先生
(野球解説者)



第43回 黒木 正人
(当組合理事長)



第42回 加藤 正樹 先生
(元日清食品ホールディングス株式会社 知的財産部長)



新入社員研修

地元企業に就職された新入社員の方々を対象に、ビジネスマナーの研修会を開催しております。この研修会は平成20年度から開催しており、これからの地域を担う新社会人としての皆さまに社会人としての心構えやビジネスマナーを習得して頂くことを目的としています。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取り組み事例

1 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- 地元の老舗事業者で当組合とはサブ取引先。
- 新社屋建設にあたり新規融資を必要とする情報を得たため、当組合から「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、是非検討してほしいとの申し出があった。

2 取り組み内容

- 当組合内での検討においては、以下の点を勘案し、経営者保証を求めない融資を行うこととなった。
 - ① 事業用資産はおおむね自己所有によるものであり、法人と経営者との区分・分離がなされていること
 - ② 現在の代表取締役は創業者一家の出身ではなく、従業員から代表者へ昇格した人物であること
 - ③ 現在、業績、財務内容は良好であり、今後も利益計上が見込まれ、利益による債務の返済が十分可能であること
 - ④ 他行の後順位ではあるも、自社不動産に担保設定が可能であること
 - ⑤ 当組合との取引年数は比較的短いですが、取引開始以降、財務内容の積極的な開示が行われ、良好なリレーションシップが構築されており、取引状況も良好であること
- 当該融資については他行とも競合しており、当組合の融資条件は金利等の点では他行に劣っていたものの、経営者保証を求めない点に関して取引先の高い評価を得られたことにより、ガイドラインに基づく融資を実行するに至った。

「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	平成30年度	令和元年度
新規に無保証で融資した件数	142件	113件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	12.75%	9.47%
保証契約を解除した件数	6件	10件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

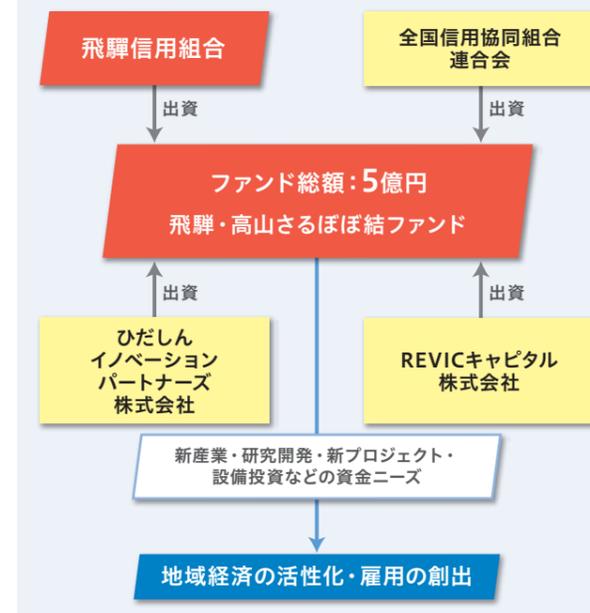
3 「飛驒・高山さるぼぼ結ファンド投資事業有限責任組合」について

当組合は、地域経済の活性化を目的とする「飛驒・高山さるぼぼ結ファンド投資事業有限責任組合」の1号ファンドを平成27年2月1日付で設立、2号ファンドを平成28年6月10日付で設立致しました。

現在、1号ファンドは、ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社、および、REVICキャピタル株式会社を無限責任組合員として運営しており、2号ファンドは、ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社、および、ルネッサンスキャピタル株式会社を無限責任組合員として運営しております。

地域経済の活性化においては、『地域の元気』が必要であり、このファンドを通じて資本金の提供を行うことで、地域の皆さまの起業や新事業への展開を後押ししたいと考えております。

飛驒・高山地域活性化ファンド1号スキーム図

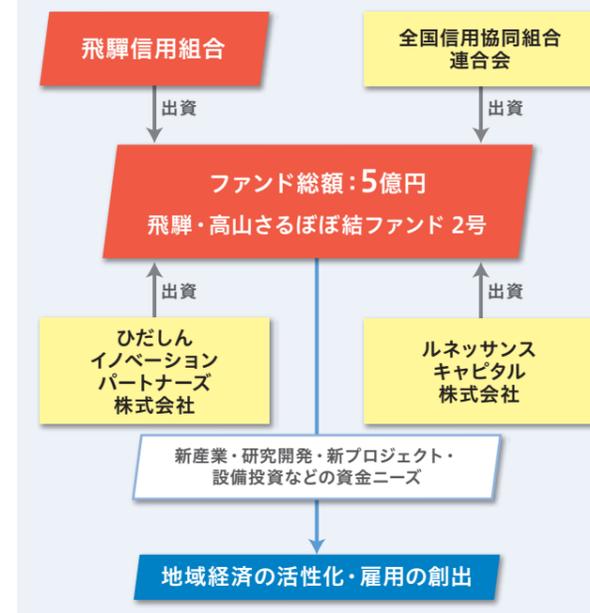


本ファンドの概要は以下の通りです。

名称	飛驒・高山さるぼぼ結ファンド投資事業有限責任組合
ファンド金額	5億円
組合員構成	飛驒信用組合 全国信用協同組合連合会 ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社 REVICキャピタル株式会社
設立日	平成27年2月1日
業務運営者	ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社 REVICキャピタル株式会社

(令和2年3月31日現在)

飛驒・高山地域活性化ファンド2号スキーム図



本ファンドの概要は以下の通りです。

名称	飛驒・高山さるぼぼ結ファンド 2号投資事業有限責任組合
ファンド金額	5億円
組合員構成	飛驒信用組合 全国信用協同組合連合会 ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社 ルネッサンスキャピタル株式会社
設立日	平成28年6月10日
業務運営者	ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社 ルネッサンスキャピタル株式会社

(令和2年3月31日現在)

3 地域や利用者に対する積極的な情報発信

「金融仲介機能のベンチマーク」にかかる実績の開示をディスクロージャー誌やHPを通じて行いました。その他、地域密着型金融に関する活動や各種CSRに関する活動を「ふれあい通信」等を通じ地域に情報発信しました。

令和元年度 ふれあい通信発行部数	14部
------------------	-----

4 都市圏から地方への人材還流における人材ニーズや課題

都市圏等、他の地域での勤務経験を有する外部人材3名を新規に採用し、他企業での経験を活かした新たなノウハウを発揮しています。また、飛騨地域での生活を求める都市部の人材等へ開業にかかる融資や住宅取得にかかる融資に積極的に取り組みました。

令和2年度地域密着型金融の取り組み方針

1 企業に対するコンサルティング機能の発揮

金融仲介機能の発揮 【新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた企業の資金繰り支援】	新型コロナウイルス感染拡大の影響により売上が低下し、資金不足となっている企業からの相談に適切に対応し、円滑な資金供給を行います。
	新型コロナウイルス感染拡大の影響により資金繰りが悪化し、既往債務の返済に窮している企業の条件変更の相談に迅速かつ柔軟に対応します。
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業への公的支援施策等の情報を積極的に提供し、施策の利活用を支援します。
金融仲介機能の強化	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域企業を支援するため、地元企業と連携を図るなど当組合独自の支援策を検討し実行します。
	【日常的な関係強化の姿勢】 顧客企業からの相談受付体制を整備し、相談に対しては迅速かつ適切に対応し、ともに顧客企業の経営課題の克服に努めます。
	【目利き能力の発揮】 顧客企業の強みを理解し、新型コロナウイルス対策などの新たな事業分野に取り組む企業を積極的に支援します。
	【外部専門家・外部機関との連携】 外部専門家・外部機関との連携により、新型コロナウイルスの影響の克服に最適なソリューションを提供します。

2 地域の面的再生への積極的な参画

地域経済活性化につながる取り組み	電子地域通貨「さるぼコイン」の決済機能の強化とともに情報発信機能を強化し、利便性向上と機能拡充に努めます。
	クラウドファンディングにより、新型コロナウイルスの影響からの復興や新たな事業にチャレンジするお客様を支援します。
CSR活動等の地域活性化事業への参画	地元企業や団体と連携し、新型コロナウイルスの影響を受ける事業者支援につながる地域内イベントや企画を実行します。
	行政や各種経済団体と連携し、新型コロナウイルスの沈静化への取組や地域観光事業復興へ協力します。スポーツ振興や文化振興へ積極的に参画し、地域活性化に貢献します。

3 地域や利用者に対する積極的な情報発信

地域密着型金融に関する取り組み情報の発信	ホームページやディスクロージャー誌を通じ、地域密着型金融の取り組み実績を積極的に開示します。
	「金融仲介機能のベンチマーク」に関する実績を公表します。
地域活性化につながる情報発信	「ふれあい通信」や「Facebook」、電子メール「Synergy!」、「さるぼチャンネル」を通じ当組合の地域における取組を配信します。
	地域メディアを通じ、お得な金融情報や新商品の情報に加え新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業支援策等の情報を積極的に案内します。

4 都市圏から地方への人材還流における人材ニーズや課題

都市部の人材の有効活用	都市部等の人材を積極的に採用し、都市部での経験が活かせる職場環境を提供します。
	地域内への移住者が、スムーズに経済活動が行えるよう様々なサポートを行います。

地域密着型金融の推進

地域密着型金融の推進は、地域に根ざし、そして地域と共に歩む信用組合のあるべき姿であり、当組合は厳しい経済情勢にあっても、円滑な金融支援をはじめ地域金融機関としての役割を誠実に果たすことが、最大の地域貢献であると考えています。

当組合では、以下の4つの分野を柱とした取り組み施策を掲げ、地域密着型金融の推進に努めております。

■ 地域密着型金融イメージ

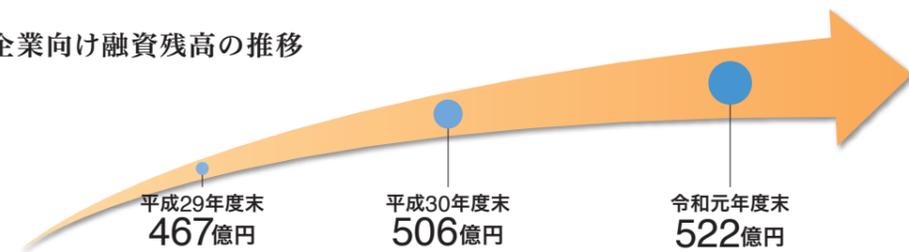


令和元年度 地域密着型金融活動実績の概要

1 企業に対するコンサルティング機能の発揮

令和元年度は、事業性評価に基づく融資推進により、資金の安全性を図りながらも中小企業向け融資を積極的に行いました。また、専門家派遣による相談を98件実施する等、顧客企業の経営課題の解決に努めるとともに補助金の支援や事業承継支援等の金融仲介機能を発揮した取り組みを行いました。また、コンサルティング能力向上を趣旨とした社内研修を計5回開催し、職員の目利き力向上に努めました。

■ 中小企業向け融資残高の推移



2 地域の面的再生への積極的な参画

電子地域通貨「さるぼコイン」の更なる普及と利便性向上のため各種イベントの開催やアプリの機能強化に努めました。結果、ユーザーや加盟店の増加の他、高山市や飛騨市の市税納付への対応や災害情報等の提供インフラとしての機能を拡充しました。その他、クラウドファンディングの取り組みや各種CSR活動への積極的な参画を通じて、地域の活性化に取り組みました。

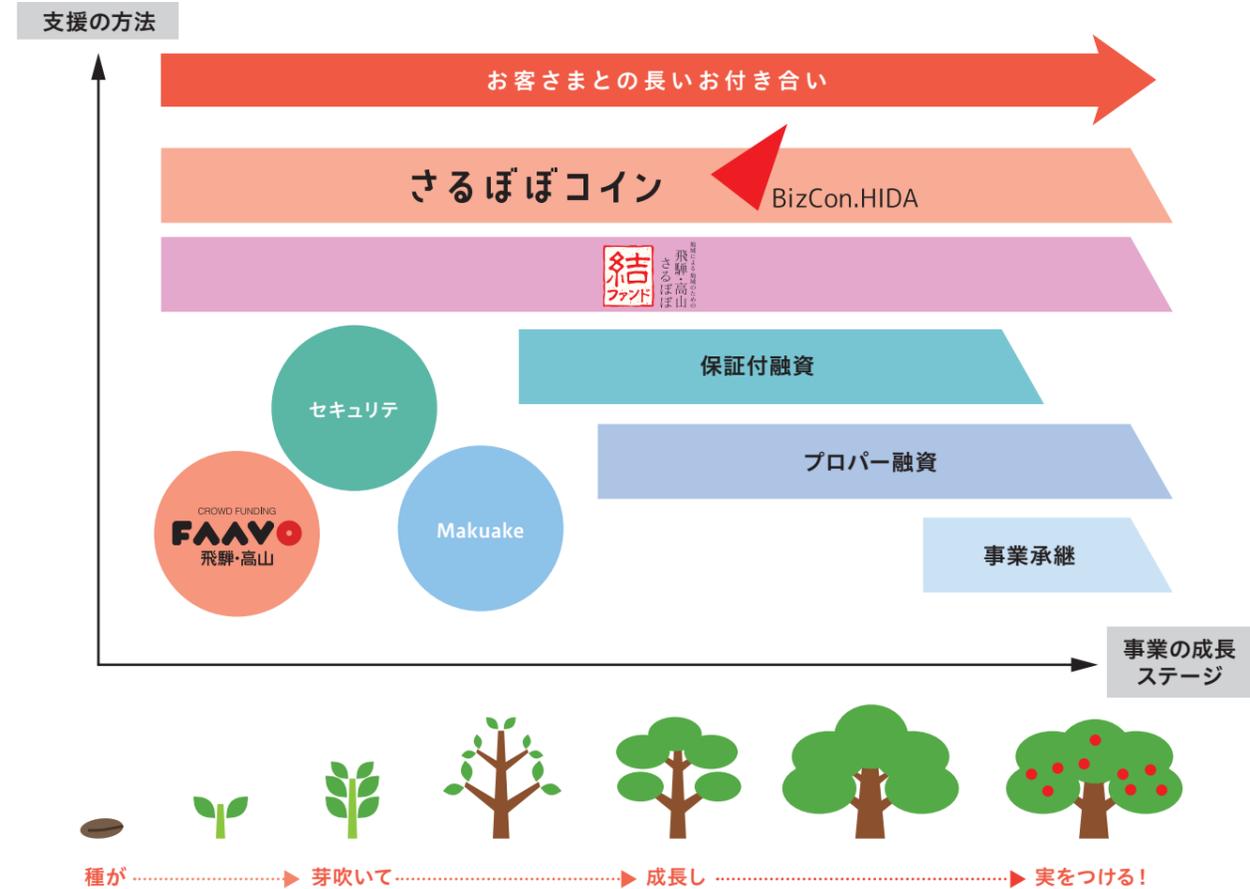
(令和2年3月31日現在)

さるぼコインユーザー数	11,937名
さるぼコイン加盟店数	1,226店舗
さるぼコイン決済累計金額	1,517百万円
令和元年度 FAOVO飛騨・高山サポート件数	11件(募資金額8,150千円)

地域密着型金融と金融仲介機能のベンチマークの活用について

当組合では、金融仲介機能・コンサルティング機能の発揮、地域課題の解決・再生への積極的参画を通じ、地域中小企業の経営支援や地域の活性化に貢献していくことが社会的責任と考えております。

さらに、「金融仲介機能のベンチマーク」を活用しながら、客観的自已評価を行うことにより、取引企業先のニーズ・課題を把握し、外部専門機関との連携による実効性の高い経営支援に取り組んでまいります。



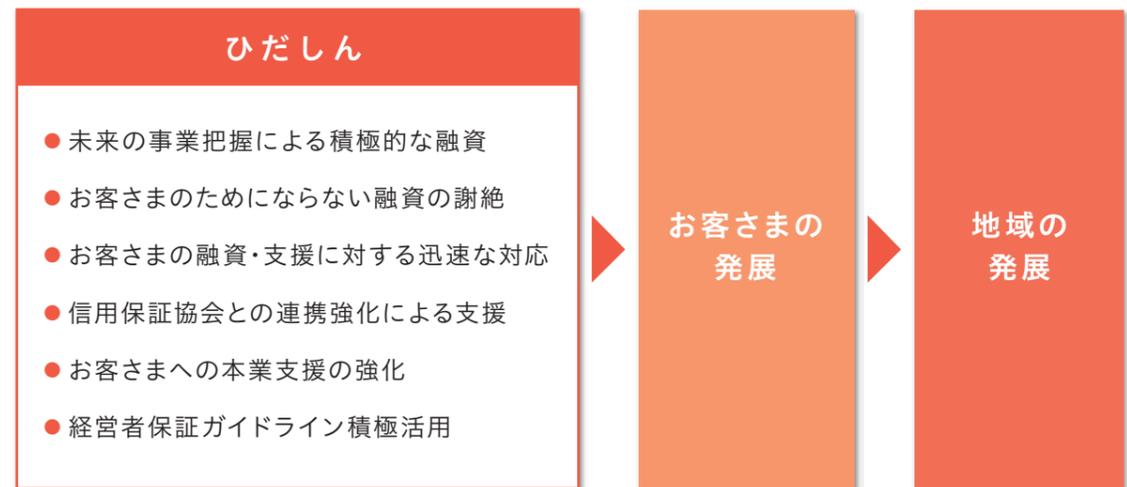
融資方針

基本的な考え方

当組合はこの数年間、積極的な融資活動により、融資残高を1,172億円へと増加させ、融資を通じて地域経済に資金を還流し、信用創造により一定の地域貢献を果たすことが出来たと考えております。

しかしながら、飛騨地域を取り巻く市場環境は、人口減少、事業先の廃業などを要因としたマーケットの縮小、新型コロナウイルスによる地域経済の停滞などの問題により、非常に厳しい状況にあります。そのような中で、より地域に貢献していくためには、当組合の独自性を如何に発揮するかが重要となります。当組合が次のステップに進み、より密度の濃い地域貢献を行うため、地域密着型金融に対する発想・姿勢を大きく変化させ、「その取組みはお客さまのためになるかどうか」を最大の基本方針とし、地域の発展に貢献していくこととしております。

「お客さまのためになるかどうか」が判断基準



お取引事業者に対する経営支援・コンサルティング機能の発揮 (基準日:令和2年3月31日)

ライフステージに応じた取引先企業の支援を行っています。地域の中小企業は、地域社会・地域経済を支える柱として重要な役割を担っています。当組合は、ライフステージに応じた経営支援に積極的に取り組み、地域発展に貢献してまいります。

金融仲介機能の共通ベンチマーク

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	1,333社	76社	514社	107社	25社	114社
ライフステージ別の与信残高	552億円	31億円	239億円	50億円	6億円	55億円

平成30年度に比べ、成長期の企業が減少する代わりに、安定期の企業が増加しており、地域内企業の売上高において、やや増加傾向が鈍化している結果となっています。

金融仲介機能のベンチマークとは

金融機関の金融仲介機能(融資業務・コンサルティング業務など)に関して、金融機関の自己点検・評価、お客様への自主的開示、監督当局との対話の実施を目的とした、金融機関が採るべき指標です。

共通ベンチマーク	選択ベンチマーク	独自ベンチマーク
全金融機関が金融仲介機能の取り組みの進捗状況や課題等を評価するための指標	各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる指標	金融仲介の取り組みを自己評価するうえで、より相応しい指標がある場合に、金融機関が独自で設定できる指標

金融仲介機能の選択ベンチマーク

地元の中小企業と信先のうち、無担保と信先及び無担保融資額の割合	606先	15.4%
地元の中小企業と信先のうち、根抵当権を設定していないと信先割合	53.0%	
経営者保証に関するガイドライン活用先数及び全と信先に占める割合	29先	2.2%

☑ 担保・保証依存の融資体制からの転換を目的に、事業性評価に基づく融資を積極的に推進した結果、平成30年度比融資金額15億円増加し、先数728先、融資残高497億円となりました。今期についても、「経営者保証ガイドライン」の活用を含め、担保・保証に過度に依存しない事業性評価融資を、適切に推進してまいります。

金融仲介機能の選択ベンチマーク

外部専門家を活用して本業支援を行った先	21先
---------------------	-----

金融仲介機能の独自ベンチマーク

BizCon.HIDA相談件数	143件
-----------------	------

☑ 「中小機構ハンズオン支援」「ミラサポ」「よろず支援」を活用した外部専門家派遣による本業支援を積極的に行うとともに、当組合内のコンサルティングチームである「BizCon.HIDA」にて積極的な本業支援を行っています。

金融仲介機能の選択ベンチマーク

運転資金に占める短期資金の割合	30.8%
-----------------	-------

☑ お客様への訪問を通じ、事業サイクル、資金循環を適切に捉え、顧客ニーズに合致した資金提供を行う為、運転資金に対する短期資金融資を積極的に推進しています。

金融仲介機能の独自ベンチマーク

インターンシップ支援先	2先
地域通貨(さるぼぼコイン)加盟店数	1,226店

☑ 近年の飛騨地域の課題である人材不足、飛騨地域内での資金還流、インバウンド対策の解決を目的に、中小企業へのインターンシップの仲介、地域通貨の導入を実施し、地域としての課題解決に取り組んでいます。

低迷期・再生期

(基準日:令和2年3月31日)

取引先企業と経営上の問題点、課題を共有し、ライフステージに応じたソリューションの提案、経営改善計画策定を支援しています。また、「岐阜県産業経済振興センター」「岐阜県よろず支援拠点」、「岐阜県中小企業再生支援協議会」「ミラサポ」と連携して、お取引先の経営改善支援に取り組んでいます。

金融仲介機能の共通ベンチマーク

	条件変更総数	好調先	順調先	不調先
当組合が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況	116先	4先	16先	96先

☑ 飛騨地域に於いては人口減少と併せ、中小企業者数の減少も課題となっております。その課題解決に向けて、外部機関との連携を積極的に活用し、中小企業に対する経営改善支援を積極的に行っています。

創業期

(基準日:令和2年3月31日)

地域経済の持続的発展に向けた取組みとして、創業期の企業への円滑な資金供給に加え、事業計画策定支援、クラウドファンディングの活用に取り組んでいます。

金融仲介機能の共通ベンチマーク

当組合が関与した創業件数・二次創業件数	19件
---------------------	-----

☑ 岐阜県下でも特に飛騨地域は創業事案が活発な状況です。当組合に於いても創業に関わる取扱件数が増加傾向にあり、創業に際しての積極的な支援を行っています。

金融仲介機能の独自ベンチマーク

クラウドファンディングの相談件数	26件	
飛騨高山さるぼぼ結ファンド取扱件数・取扱金額	4件	69百万円
補助金相談・支援相談先数	21先	

☑ 創業に際しての新たなソリューションの提供手段として、FAAVO飛騨・高山、飛騨高山さるぼぼ結ファンドを介してのクラウドファンディング、ファンド事業を展開し、併せて補助金相談、事業計画策定支援などの相談業務も積極的に推進しています。

成長期・安定期

(基準日:令和2年3月31日)

取引先企業の事業内容を十分に理解し、担保・保証に必要以上に依存することなく、取引先企業の事業性評価を重視した融資や、BizCon.HIDAを活用したコンサルティング機能を発揮した企業の経営改善、生産性向上、成長力強化等の支援に取り組んでいます。

金融仲介機能の共通ベンチマーク

当組合がメインバンク(融資残高1位)である取引先数・融資残高	981先	519億円
上記のうち、経営指標等が改善した取引先数	618先	
上記のうち、経営指標等が改善した取引先の融資残高	294億円	

☑ 当組合メイン先数は増加傾向にあり、メイン取引先の内経営指標等が改善した取引先はメイン取引先の62%の618先となりました。メイン取引先に対する融資残高についても、平成31年3月比22億円の増加となっています。

金融仲介機能の共通ベンチマーク

当組合が事業性評価に基づく融資を行っていると信先数及び融資額	728先	497億円
上記計数の全と信先数及び当該と信先の融資残高に占める割合	54.6%	90.0%

店舗のご案内

(令和2年6月末現在)

北エリア



高山第1エリア



高山第2エリア



高山第3エリア



店舗外ATM

店名	住所	電話番号
古川支店	飛騨市古川町金森町10番16号	0577-73-2621
西古川支店	飛騨市古川町栄2丁目1番1号	0577-73-6877
神岡支店	飛騨市神岡町船津933番地1	0578-82-1080
国府支店	高山市国府町広瀬町1038番地32	0577-72-2236
中山支店	高山市下岡本町3078番地	0577-34-3553
西高校前支店	高山市下林町910番地1	0577-35-5355
三福寺支店	高山市三福寺町375番地1	0577-37-1331
丹生川出張所	高山市丹生川町坊方2000番地 (高山市役所丹生川支所1階)	0577-78-2701
東山支店	高山市松之木町283番地1 (駿河屋エブリ東山店内)	0577-33-0648
本店営業部	高山市花岡町1丁目13番地1	0577-32-1080
七日町支店	高山市七日町3丁目123番地2	0577-32-1091
けやき通り支店	高山市昭和町2丁目153番地9	0577-32-1935
山王支店	高山市森下町1丁目53番地6	0577-33-0855
城山支店	高山市吹屋町66番地	0577-35-1135
松泰寺支店	高山市西之一色町1丁目88番地1	0577-34-6205
石浦支店	高山市石浦町5丁目396番地	0577-36-2002
本部	高山市花岡町1丁目13番地1	0577-32-4411
事務センター	高山市石浦町7丁目438番地	0577-34-6135

地域	サービスコーナー
高山市内	・高山市役所
	・ルビットタウン高山
	・桐生
	・スーパーさとう桐生店
	・スーパーさとう石浦店
	・スーパーさとう三福寺店
	・ファミリーマート江名子店
	・松原(ファミリーマート松原)
	・ラクール飛騨高山
	・フレスポ飛騨高山
飛騨市内	・飛騨市役所
	・パロー神岡店
	・ハッピータウン
	・コメリ神岡店



事務センター

コンプライアンス体制について

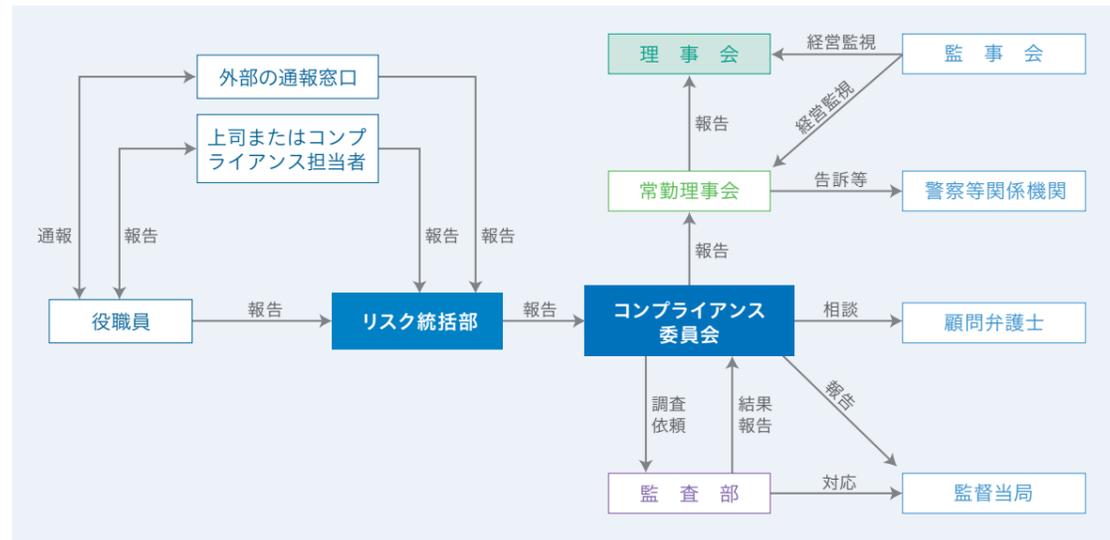
当組合では、金融機関としての社会的使命のほか、コンプライアンス体制の確立を経営の根幹をなす重要課題として位置付け、その実効性の確保に努めております。

また、中小企業等協同組合法や金融商品取引法をはじめとする関係法令の遵守はもとより、反社会的勢力の排除や、マネー・ロンダリング防止等にも取り組んでいます。

特にマネー・ロンダリング等対策には、「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に定める「3つの防衛線」といった管理態勢が重要となることから、役員に対して、当該対策に関する研修や通信講座の受講、資格取得等を奨励し、営業店(第1線)、本部(第2線)、監査部(第3線)の更なる管理体制の強化を図っております。

コンプライアンスに対する 役職員の行動規範と責任

- 1 当組合の社会的使命・公共性を自覚し、業務に努めます。
- 2 各種法令・規則等を遵守します。
- 3 社会・顧客の信頼を得ることに努めます。
- 4 経営の透明性を確保します。
- 5 反社会的勢力とは断固とした姿勢で対応します。



顧客保護等管理方針

1 お客さま保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下「法令等」といいます。)を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下「商品等」といいます。)を利用し又は利用しようとする方(以下「お客さま」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、以てお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2 お客さまへの説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまの取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

3 お客さまからのご相談・苦情等の対処について

当組合は、お客さまからのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を公正に確保して、以て当組合の事業についてお客さまのご理解が得られるように努めます。

4 お客さまの情報管理について

- (1) 当組合は、お客さまの情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客さまにお示した利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。
- (2) 当組合は、お客さまの情報の正確性の維持に努めるとともに、お客さまの情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保障措置を講じます。

5 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客さま情報の取り扱いやお客さまへの対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客さまの情報及びお客さまへの対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

リスク管理体制について

リスク管理方針

金融の自由化・高度化が進展する中、金融業務におけるリスクは多様化・複雑化しており、こうしたさまざまなリスクを的確に認識し、適切にコントロールすることが重要になってきています。

当組合では、業務遂行から発生するリスクを総合的に把握、コントロールする観点からリスク統括部を設置し、リスクカテゴリーごとのリスク量計測とモニタリング等、リスクの総合的な管理に取り組んでいます。

具体的には、当組合が保有する自己資本と計測したリスク量とを対比し、経営体力に収まるよう管理するとともに、収益確保に向け、リスクの顕在化を想定した管理に取り組んでいます。

統合管理するリスクは、「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーショナル・リスク」とし、リスクカテゴリー別に別途定める資本を配賦し、管理します。

また、その他リスクについては、その顕在化（発生）を最小限にとどめることを目的として適切な管理に努めるとともに、万一の場合に備え「コンティンジェンシープラン」（危機管理計画）を策定しています。

各種リスクと取り組み内容

信用リスク

信用リスクとは、信用供与先（貸出先、保有有価証券の発行体など）の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当組合では、信用リスク管理にあたり、信用格付・自己査定・与信ポートフォリオの状況を踏まえて、与信取引に係る信用リスクを把握し、過度な信用リスクの発生や集中の防止に努めています。

また、過度な信用リスクを排除するため、「信用リスク管理方針」「信用リスク管理規程」に定められた審査方針に従うとともに、信用リスクの分散を図るため特定の業種・特定の個別取引先への過度な与信集中の回避に努めています。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）の価値が変動し金融機関が損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当組合では、有価証券運用について、「有価証券運用基準」を定め、余資運用の基軸として長期的に安定した収益を確保するため、安全性および流動性並びにパーゼルIIIを十分考慮するとともに、金融商品会計基準による保有有価証券時価の変動が組合の財務内容に与える影響を把握・管理の上、常にポートフォリオの改善に努め、所有期間利回りを重視し、バランスのとれた運用に努めています。

また、余資運用については、「余資運用基準」を定め、資産の流動性および健全性が確保される範囲内で収益性を高め、かつ各種リスクおよびパーゼルIIIに留意し適切な管理に努めています。なお、外部環境の大幅な変化を想定したストレス・テストを実施するとともに、市場リスク計測手法の信頼性や適切性を確保するため、バック・テストを実施しています。

流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間でのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより金融機関が損失を被るリスクおよび市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当組合では、適正な資金ポジションを確保するため、資金繰りの状況・見通しおよび資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を厳格に把握し、貸出金・預金等の運用資産・調達負債を日常的に管理するとともに、調達手段・調達先の多様化など調達力の強化を図り、流動性確保に向けた適切かつ厳正な管理に努めています。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により金融機関が損失を被るリスクです。

事務リスク

事務リスクとは、預金、為替、融資などの事務において、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。当組合は、事務規程の整備や臨店監査、店内検査などにより、事務リスク発生の未然防止の措置を講じつつ、損失の最小化を図っております。また、事務ミス防止のための機械化や本部集中化などを積極的に進めています。

人的リスク

人的リスクとは、役職員の人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシャルハラスメント等）により、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当組合は、信組共同センター（SKC）を利用していますが、システムの管理基準を定め、情報の保護・セキュリティの確保・システム管理等に努めています。また、災害発生や万一のコンピュータの障害発生に備え「コンティンジェンシープラン」を定めています。

有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象により、金融機関が保有する有形資産が毀損・損害を被るリスクをいいます。

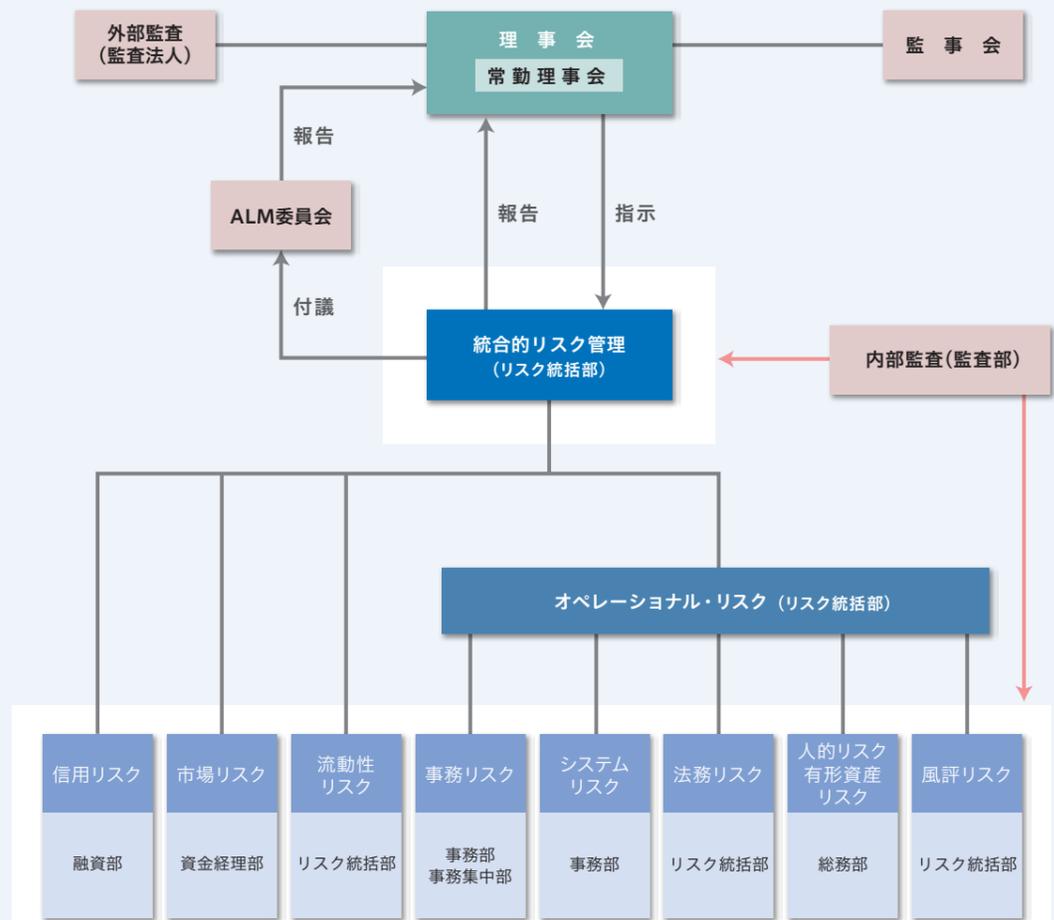
法務リスク

法務リスクとは、お客さまに対する過失等による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行により金融機関が損失・損害を被るリスクをいいます。

風評リスク

風評リスクとは、金融機関が評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当組合では、風評リスクが他のリスクに連動する重大性を認識し、「お客様相談室」や各営業店にお寄せいただいたお客さまからの苦情や要望などに対しては、速やかに経営へ報告し、お客さまにご理解いただける対応に努めています。

リスク管理体制図



内部統制基本方針

当組合は、左記の通り、当組合の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備し、その実効性の確保に努めております。

4 職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 職務執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて理事会を開催し、そこで事業方針・事業戦略及び組織に関する重要事項について審議し又は報告を受けるとともに組織・職制規程を制定する。
- 2 理事会において、中期事業計画及び各年度の事業計画を策定し、その実施状況のモニタリング結果に係る報告を受ける。

5 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 監事が必要に応じて当組合の顧問弁護士、顧問税理士、会計監査人等と連携を図り、また、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- 2 監査部は監査計画及び監査結果について、監事に定期的に報告し、意見交換を行う。
- 3 監事が職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができるものとする。その場合における当該使用人等に関しては以下の各項の定めによる。
 - ① 監事の監査の実効性確保のため、監事が監査部長に監査業務に必要な事項を命令し、監査部長は所属の職員を指名し監事の監査業務を補助させる。
 - ② 監事の監査業務を補助する職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、各部の担当理事、担当部長等の指揮命令を受けない。
 - ③ 監査部は監事との協議により、監事の要請した事項の監査を実施し、その結果を監事に報告する。
- 4 監事への報告に関する体制は、以下の各項のとおりとする。
 - ① 理事は次に定める事項を認識した場合は、直ちに監事に報告する。ただし、監事が出席した理事会等の会議で報告・決議された事項は、この限りではない。
 - a. 理事会等で決議された事項
 - b. 組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - c. リスク管理及び内部監査に関する重要な事項
 - d. 重大な法令・定款・内部規程に違反する事項
 - e. コンプライアンス相談窓口の体制上の不備に関する事項
 - f. その他当組合の経営状況について重要な事項
 - ② 職員は前項bからfに関する事項を発見した場合、監事に直接報告できる。
- 5 監事は常に理事及び職員に対して、監査に必要な事項の報告を求めることができる。

1 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 法令等の遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、あらゆる機会を捉えて法令等遵守の重要性について全役職員に周知徹底することにより、当組合の社会的責任を果すことをその事業活動の前提とすることを確認する。
- 2 役職員による法令等遵守を確実に実現するため、理事会において、当組合の理念、役職員の行動指針及び組織体制を「行動綱領」及び「コンプライアンス管理規程」として定め、これに則った業務運営を実践するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、これらを全役職員に周知徹底する。
- 3 法令等遵守を確保する組織体制としては、法令等遵守に関する基本的事項は理事会で決定し、法令等遵守に関する具体的諸問題への対応はコンプライアンス統括部門であるリスク統括部コンプライアンス課で一元的に所管するとともにコンプライアンス委員会及び各部署にコンプライアンス担当者を配置して法令等遵守の実施状況を管理監督させる。
- 4 職員が法令等遵守の観点から疑義のある行為を知った場合、所属部署の上司又はコンプライアンス担当者を介さず、直接コンプライアンス課に報告・相談を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。
- 5 内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告する。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- 1 「理事会規程」、「常勤理事会規程」に従い、理事の職務の執行に係る情報の適正な保存及び管理を行う。
- 2 理事及び監事は、前項に基づき保存及び管理している文書及び電磁的記録を常時閲覧ができる。

3 損失の危険(リスク)の管理に関する規程その他の体制

- 1 適正なリスク管理を実現するため、理事会において、リスク管理の基本方針及び統合的なリスク管理体制等を定めた「統合的リスク管理規程」を制定するとともに、リスクの性質毎にそのリスクの特性に応じた管理規程等を制定する。
- 2 リスク管理の組織体制としては、リスク管理に関する基本的事項は理事会で決定し、当組合全体の統合的なリスク管理はリスク統括部リスク管理課で一元的に所管するとともに、リスクの性質毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図る。
- 3 内部監査部門は、リスク管理状況についての監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告する。

お客さまの情報の管理

当組合を安心してご利用いただくため、当組合では「お客さまの情報の管理」を最も重要な事項の一つとして、「個人情報保護宣言」の公表や、情報の漏えいや紛失等の未然防止のための諸規程の整備・職員教育の継続的な取り組みなどにより、個人情報の適切な管理に努めております。

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）（以下「法」といいます。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下「法令等」といいます。）を遵守して以下の考え方にに基づきお客さまの個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。
当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載し、または、本支店の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより公表します。

1 個人情報等の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客さまの個人情報等を、預金業務、融資業務などの業務^{※1}ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法令等で認められる場合のほか、利用いたしません。また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。
なお、個人情報等の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2 個人情報等の適正な取得について

当組合では、上記1で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客さまの個人情報等を取扱いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。
(1) 預金口座のご新規申込の際にお客さまにご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
(2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
(3) 商品やサービスの提供を通じて、お客さまからお聞きした情報

3 個人データの第三者提供

当組合は、法令等で認められている場合を除き、お客さまの個人データをあらかじめご本人の同意を得ることなく、第三者に提供することはありません。
但し、個人番号をその内容を含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客さまの同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

4 個人データの委託

当組合は、上記1の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取り扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取り扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などをいたします。
(1) お客さまにお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
(2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5 個人データの共同利用

当組合は、上記1の利用目的の範囲内で個人データを特定の第三者^{※2}と共同利用しております。
但し、個人番号をその内容を含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7 お客さまからの開示、訂正、利用停止等のご請求

- (1) 開示のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。
- (2) 訂正等のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。
- (3) 利用停止等のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による。）には、原則として利用停止等いたします。
- (4) ダイレクトメール等の中止
当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客さまよりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。
なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申し出ください。

8 ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客さまからのご質問等に適切に取り組んで参りますので、個人情報の取り扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申し出ください。

● お客様相談室
フリーダイヤル **0120-36-4501**
平日 9:00～17:30
(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

※1 「預金業務、融資業務などの業務」につきましては、当組合ホームページをご参照ください。 <https://www.hidashin.co.jp/about/personal-information/privacy-policy/purpose/>
※2 「業務提携する第三者」につきましては、当組合ホームページをご参照ください。 <https://www.hidashin.co.jp/about/personal-information/privacy-policy/sharing/>

カード(通帳・印鑑)紛失・盗難時の緊急連絡先

カード(通帳・印鑑)紛失・盗難等の被害に遭われた場合、直ちにお取引店または『しんくみATMセンター』までご連絡ください。また、最寄りの警察にも届け出てください。

キャッシュカード犯罪防止対策

- 類推されやすい暗証番号の使用防止
生年月日や電話番号など類推されやすい暗証番号を使用されているお客さまは、暗証番号の変更をお願いします。ATM操作により暗証番号が自由に変更できます。
- 1日当たりのキャッシュカード引き出し限度額の設定
1日当たりの引き出し限度額は、最高200万円までです。お客さまのお申出により200万円を上限に1万円単位で変更できます。変更を希望される場合は、窓口へお申し出ください。
- キャッシュカードの利用店の制限
お客さまが利用される特定の店舗のみに制限することができます。

曜日	受付時間	ご連絡先
平日	8:30～17:30	お取引店
	0:00～8:30	しんくみATMセンター TEL 047-498-0151
	17:30～24:00	
土・日・祝日	0:00～24:00	

※各お取引店の電話番号は店舗一覧(P21)をご参照ください。

- キャッシュカードによる振込限度額の変更
1日当たりの振込限度額は、最高200万円までです。お客さまのお申出により200万円を上限に1万円単位で変更できます。変更を希望される場合は、窓口へお申し出ください。
- 生体認証ICキャッシュカードの対応
当組合では、生体認証ICキャッシュカード対応ATMを設置しています。
- 高齢者に対するATMの振込制限
高齢者の預金を詐欺から保護するため、一定条件を満たした70歳以上のお客さまを対象とし、普通預金・貯蓄預金口座からATMで振り込みする場合の上限金額を10万円までとさせていただきます。変更を希望される場合は、窓口までお申し出ください。

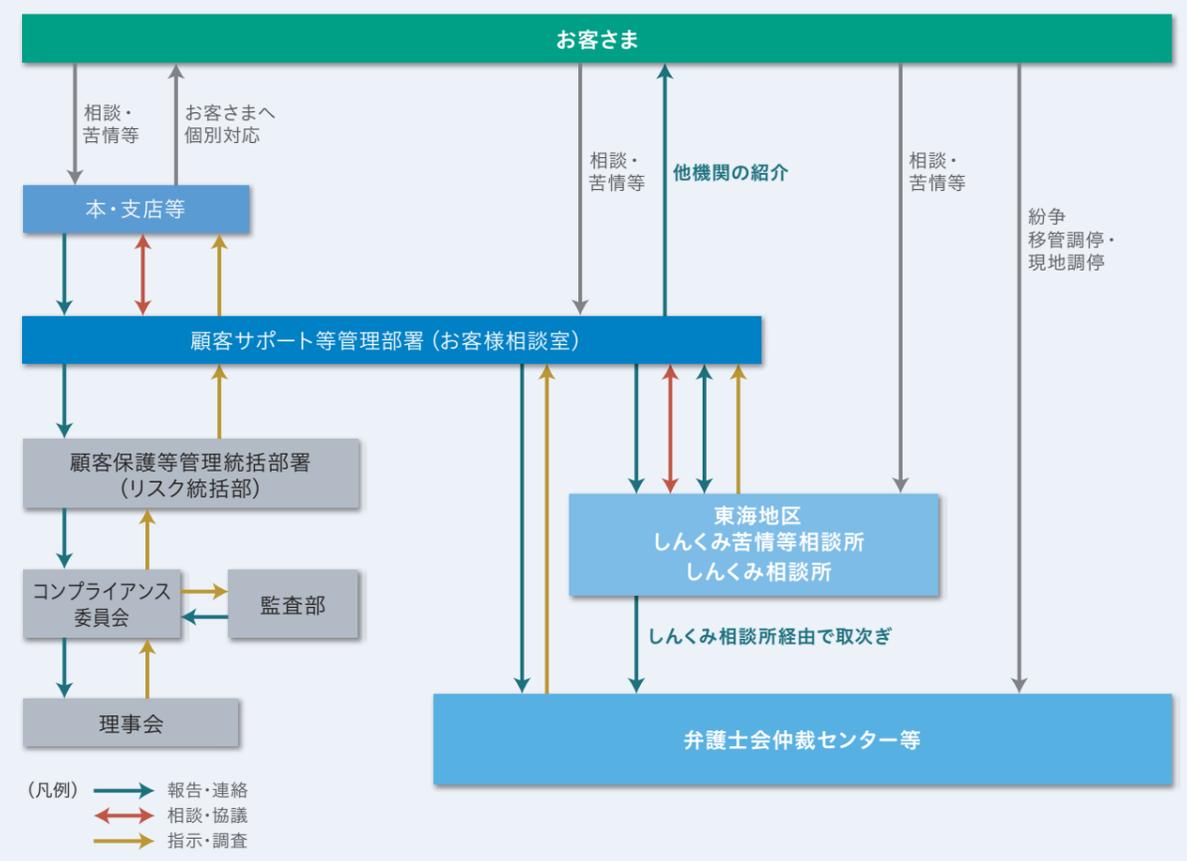
苦情対応・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客さまにより一層のご満足いただけるよう、お取引に係る苦情等*を承りますので、お気軽にお申し出ください。
*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合は、以下のとおり、内部管理体制、管理方法等を整備してお客さまからの苦情、ご要望、ご相談等への適切な対応に取り組んでいます。

- 1 お客さまからの苦情等については、本支店またはお客様相談室で承ります。
- 2 お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
- 3 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いたします。
- 4 お客さまからの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
- 5 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組めます。
- 6 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、リスク統括部が一元的に管理します。
- 7 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
- 8 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
- 9 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取り組みを不断に行います。

苦情等受付・対応体制 (令和2年4月1日現在)



当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または「ひだしんお客様相談室」をお願いいたします。

ひだしん お客様相談室	住所：岐阜県高山市花岡町1丁目13番地1
	フリーダイヤル：0120-36-4501
	受付時間：9:00～17:30（土日・祝日および金融機関の休日を除く）
	なお苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.hidashin.co.jp

苦情等のお申し出は当組合のほか、東海地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合お客様相談室へご相談ください）。

名称	東海地区しんくみ苦情等相談所 ((社)東海信用組合協会)	しんくみ相談所 (一般社団法人全国信用組合中央協会)
住所	〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町 3-21	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5
電話番号	052-451-2110	03-3567-2456
受付日時間	月～金 (祝日及び12月29日～1月3日を除く) 9:00～12:00 13:00～16:30	月～金 (祝日及び信用組合の休業日を除く) 9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客さまの理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

下表に記載の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客さまが直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、下記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- 1 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。例えば、岐阜県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。
- 2 現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して、解決に当たる。例えば、お客さまは、長野県弁護士会（や福井県弁護士会）の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の幹旋人とは面談で、東京の弁護士会の幹旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

名称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	愛知県弁護士会 紛争解決センター	愛知県弁護士会 西三河支部 紛争解決センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 1-4-2	〒444-0864 愛知県岡崎市明大寺町字道城ヶ入34-10
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	052-203-1777	0564-54-9449
受付日時間	月～金 (除 祝日、年末年始) 9:30～12:00 13:00～15:00	月～金 (除 祝日、年末年始) 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金 (除 祝日、年末年始) 9:30～12:00 13:00～17:00	月～金 (あっせん、仲裁期日) 10:00～16:00	月～金 (あっせん、仲裁期日) 10:00～16:00

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

名称	(一社)生命保険協会生命保険相談所	(一社)日本損害保険協会そんぽADRセンター
住所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1	〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町 2-9
電話番号	03-3286-2648	0570-022808
受付日時間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:00～17:00	月～金(除 祝日、年末年始) 9:15～17:00

3 総代会の決議事項等

令和2年6月23日開催の第66期通常総代会におきましては、次の報告ならびに決議事項が付議され、決議事項については、それぞれ原案のとおり可決・承認されました。

報告事項	第66期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)事業報告、貸借対照表ならびに損益計算書報告の件		
決議事項	第1号議案	第66期剰余金処分案承認の件	
	第2号議案	第66期役員賞与支給の件	
	第3号議案	第67期事業計画および収支予算案承認の件	
	第4号議案	定款一部変更の件	
	第5号議案	理事補充選挙の件	

4 総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

(令和2年7月1日現在)

選挙区	総代氏名 (敬称略)			
高山地区 総代定数 81名 総代数 80名	荒井 義匡⑧	池田 三太郎⑤	伊藤 正隆①	岩本 正樹①
	井保呂 達行⑤	岩田 勇治③	大下 正幸④	小笠原 順彌⑩
	小鳥 直彦②	折付 徳美⑩	加賀江 敏光⑧	柿下 孝⑦
	北村 剛治③	北村 哲雄③	木村 哲也④	黒川 宣彦⑧
	桑ヶ谷 耕一⑨	剱田 広喜①	小瀬 勇⑩	小邑 真⑩
	堺 和信②	坂之上 健一⑤	坂本 久米太郎⑤	佐藤 幸平⑩
	嶋田 稔彦⑤	島ノ上 静夫⑤	清水 幸平②	下島 恭平①⑩
	下畑 了三②	鈴木 敏文④	瀬木 孫八郎⑧	瀬上 和雄⑩
	田川 耕一④	田口 靖剛④	田近 重信⑧	田中 良平⑩
	田中 知久④	谷口 欣也①	谷腰 康夫⑨	塚畑 伸一⑧
	都竹 睦夫④	寺地 亮平①	直井 憲治⑩	長尾 肇⑩
	中澤 澄夫③	中坪 政夫⑧	中村 宜裕④	長瀬 栄二郎②
	成瀬 正⑧	西野 徹②	新田 敬義⑩	野口 忠彦⑩
	野戸 修④	萩ノ脇 義高⑦	林 誠③	平野 和夫①
	平野 清通⑩	古川 文夫⑩	古橋 直彦②	洞口 茂②
	洞口 修一①	洞口 忠夫⑩	堀尾 雅紀②	前川 圭三⑧
	前田 一郎⑩	政井 忠彦④	鞠子 新蔵⑩	三枝 学⑩
	南 和巳⑥	養谷 雅彦④	三輪 義弘④	村尾 泰行⑦
	本林 正樹③	柳瀬 武⑤	山越 辰雄⑨	山腰 哲郎⑨
	山下 恭廣⑤	柚原 博明⑧	横田 守⑩	吉野 毅①
大野地区 総代定数 10名 総代数 10名	永井 善久⑩	長瀬 雅彦②	森前 俊夫⑤	新井 信秀⑧
	水口 斉④	中秋 久夫②	中西 伸一②	稲子 盛雄④
	松葉 悟①	遠山 はやと①		
南吉城地区 総代定数 27名 総代数 27名	池田 昭二⑤	池田 孝吉⑩	上野 芳広⑤	牛丸 理③
	小田 澄夫③	柏木 博行①	北平 明⑧	北村 善啓⑧
	倉家 孝雄③	齋藤 茂秀⑦	坂上 弘幸①	田口 義彦⑩
	田近 豊一④	田近 正英②	田中 要③	田中 元④
	谷口 利彦⑨	谷邊 芳弘⑧	名上 泰幸①	宮腰 清宏⑤
	村坂 又造⑩	吉井 英吉⑦	加藤 叶⑩	川端 弘則⑥
	中村 幸博③	船坂 康浩①	清水 昭南⑩	
北吉城地区 総代定数 12名 総代数 12名	牛丸 欣吾③	奥野 拓郎⑦	河上 玲⑦	澤田 忠久⑩
	霜出 良孝⑩	高田 豊彦⑦	出井 浩樹③	橋本 克幸⑧
	山口 正一⑧	山崎 教安③	岡田 裕之⑤	佐竹 稔③

(注1)氏名の後に就任回数を記載しております。(注2)就任回数が10回以上となる場合は⑩で表示しています。

5 総代の属性別構成比

職業別	個人	2.33%	個人事業主	4.65%	法人役員	93.02%		
年代別	50代以下	14.73%	60代	31.78%	70代	37.21%	80代以上	16.28%
業種別	建設業	20.93%	卸売・小売業	31.01%	製造業	18.60%	不動産業	6.20%
	農業	2.33%	電気・ガス・熱供給・水道業	4.65%	運輸業	2.32%	各種サービス業	11.63%
	個人	2.33%						

1 総代会制度

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。

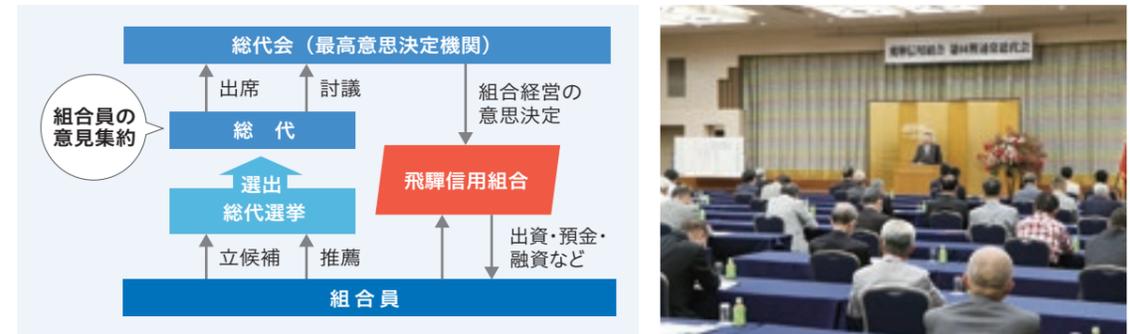
また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員26,566名(令和2年3月末)と大変多く、総会の開催が事実上不可能なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営される当組合の最高意思決定機関です。総代会では、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議・決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

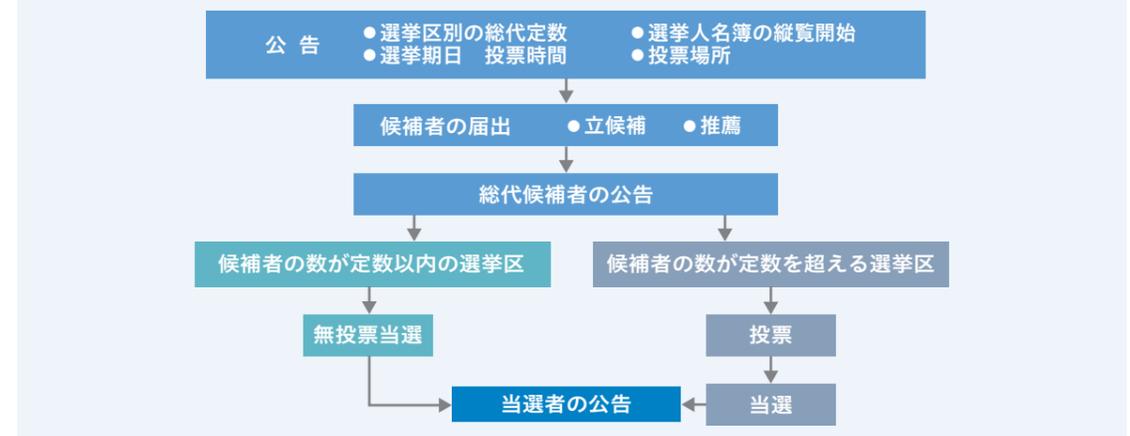
当組合では、総代会に限定することなく、お客さまアンケート調査や日常の営業活動などを通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



2 総代の任期・定数および選出方法

- 総代の任期・定数
 - 総代の任期は3年です。
 - 総代の定数は100名以上140名以内で、営業地区の組合員数に応じて各地区ごとに定められております。なお、令和2年7月1日現在の総代数は129名です。
- 総代の選出方法
 - 総代は組合員であることが前提条件であり、各地区毎に立候補した方もしくは地区内の組合員20名以上から推薦された方の中から、その地区に属する組合員により公平に選挙を行い選出されます。なお、総代候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として投票は行っておりません。

総代選挙までの手続き



業務のご案内

融資業務のご案内

種類	内容と特色	ご融資金額	ご融資期間	
住宅ローン (固定金利選択型) (変動金利型)	住宅新築のほか、増改築・中古住宅購入・建売住宅購入・住宅用土地購入および住宅ローンの借換等にご利用いただけます。	最高1億円	最長35年	
無担保住宅借換ローン	住宅ローンの借換にご利用いただけます。	最高2,000万円	最長20年	
リフォームローン	住宅のリフォームにご利用いただけます。	最高1,000万円	最長15年	
カーライフローン	自家用車購入、車検や修理費用のほか免許証取得等にご利用いただけます。	最高1,000万円	最長10年	
ロードサービス付 マイカーローン	自家用車購入、車検や修理費用のほか免許証取得等にご利用いただけます。ロードサービスが付帯されます。	最高1,000万円	最長10年	
教育ローン	幼稚園、小、中、高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院の入学金・授業料等の教育資金にご利用いただけます。	最高500万円	最長16年10ヵ月	
フリーローン「チョイス」	お申込みから融資実行までご来店不要でご利用いただける目的を限定しないローンです。	最高500万円	最長10年	
スピードローン				
おまとめローン500	目的を限定せずにご利用いただけます。			
グッドサポートローン		最高300万円	最長15年	
Saru-bobo	特定不妊治療に係る諸費用にご利用いただけます。 (借入日から3年間のお利息は、高山市が全額補助します。)	1回あたり50万円 (200万円が限度)	最長7年	
リバースモー ゲージローン	豊かな老後生活のため、資産を有効活用できます。終身まで、ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。	最高3,000万円 (不動産担保要)	終身まで	
カードローン	普通預金(総合口座)にセットし、ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。	30万円、50万円 70万円、100万円の 4コースから選択	契約期間3年 (自動更新)	
レディスカードローン	女性専用のカードローンで、普通預金(総合口座)にセットし、ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。	30万円、50万円 の2コースから選択		
カードローンワイド	カードでお引き出しができ、ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。毎月一定額の返済が必要となります。	50万円、100万円 150万円、200万円 の4コースから選択		
アラカルト	カードでお引き出しができ、ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。毎月ご利用残高に応じて一定額の返済が必要になります。	30万円、50万円、100万円、 150万円、200万円、250万円、 300万円、400万円、500万円 の9コースから選択	契約期間1年 (自動更新)	
住まいるカードローン	住宅ローンをご利用いただいているお客さま専用の無担保・無保証カードローンです。ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。	50万円、100万円、200万円、 300万円、350万円、400万円、 450万円、500万円の 8コースから選択	契約期間3年 (自動更新)	
プライダル カードローン	カードでお引き出しができ、契約の範囲内で反復してご利用いただけます。結婚準備費用・結婚後の生活資金等にご利用ください。	300万円 (お子さま1人につき 100万円増額、 最高500万円)	最長10年	
教育カードローン 「YELL」	専用カードでお引き出しができ、契約の範囲内で反復してご利用いただけます。入学金や授業料のお支払等、お子さまの教育資金にご利用ください。	100万円、150万円、200万円、 250万円、300万円、350万円、 400万円、450万円、500万円の 9コースから選択	就学者の在学 期間+2ヵ月以内	
プレミアム カードローン	当組合とプレミアムカードローン斡旋に関する合意書を締結した事業所の正社員の方専用の無担保・無保証カードローンです。ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。	50万円、100万円の 2コースから 選択	契約期間1年 (自動更新)	
割引手形	商業手形の迅速な資金化にご利用ください。	—	—	
手形貸付	仕入資金・買掛金決済等、短期運転資金にご利用ください。	—	—	
証書貸付	長期の設備資金または運転資金にご利用ください。	—	—	
当座貸越	ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。	—	—	
ビジネスカードローン	岐阜県信用保証協会の保証付きカードローンです。ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。	最高2,000万円	2年	
さるぼぼ事業者ローン	小規模事業者の方を応援します。	100万円以上 500万円以内	2年以内	
中小企業会計 活用ローン	「中小企業の会計に関する基本要領」を適用し、適切な財務情報の開示に取り組む中小企業の皆さまを応援します。	当座貸越	最高1億円	1年(原則 自動更新)
農業者応援ローン	農業を営む方を応援します。	証書貸付	最高5,000万円	運転資金:最長7年 設備資金:最長10年 (法定償却年限以内)
		当座貸越	最高1,000万円	1年(原則 自動更新)
主な代理貸付業務	全国信用協同組合連合会・(株)商工組合中央金庫・(株)日本政策金融公庫・(独)福祉医療機構・(独)中小企業基盤整備機構・(独)住宅金融支援機構・年金積立金管理運用(独)			

業務のご案内

為替業務・その他業務のご案内

種類	内容と特色
内国為替業務	送金為替、振込および代金取立などを取り扱っております。
外国為替業務	全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国送金その他外国為替に関する各種業務を取り扱っております。
証券業務	個人向け国債、長期国債の窓口販売をお取り扱いしております。最寄りの店舗へご相談ください。投資信託のお取り扱い、最寄りのひだしん窓口へお申し出ください。
保険業務	医療保険・自動車保険・火災保険等、各種保険商品をお取り扱いしております。
信託契約代理業	しんくみ相続信託のお取り扱いをしております。
夜間金庫	当組合の営業時間終了後でも、お客さまの売上金等をお預かりし、翌営業日にご指定の口座に入金します。
貸金庫	預金証書・株券・権利証・貴金属などを金庫で安全に保管し、盗難・火災など不慮の事故からお守りいたします。
デビットカードサービス	当組合のキャッシュカードで、ジェイデビット加盟店でのお買物代金を、お客さまの預金口座から決済します。
インターネットバンキング	パソコンを利用して、預金の残高照会や入出金照会・振込・振替等の資金移動ができるサービスです。
モバイルバンキング	携帯電話で、預金の残高照会や入出金照会・振込・振替等の資金移動ができるサービスです。
外貨両替	日本円を米ドルに、米ドルを日本円に両替します。本店営業部の窓口でお取り扱いしております。
株式・出資金の払込	株式会社等の設立、増資の場合の株式払込金・出資払込金のお取り扱いをいたします。
アンサーサービス	アンサーシステムを利用して、ファクシミリにより振込入金等のご連絡をいたします。
ひだしんでんさいサービス	法人インターネットバンキングを通じて「でんさい」をご利用できるサービスです。
さるぼぼコインサービス	専用アプリにて二次元コードを用いた電子決済をご利用できるサービスです。
飛騨信用組合ペイメントサービス	クレジットカード、電子マネー等の決済手段(端末)を提供するサービスです。

預金業務のご案内

種類	内容と特色	お預入期間	お預入金額
総合口座	1冊の通帳に普通預金・定期預金がセットされ、「貯める・殖やす・支払う・借りる・受取る」の5つの機能を備えています。給料や年金のお受取り、公共料金の自動支払のほか、キャッシュカードもご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	自由に出し入れができ、給料や年金のお受取り、公共料金の自動支払をはじめ、各種口座振替にご利用いただけます。		
無通帳普通預金 「Web pass」	無通帳かつインターネットバンキングをセットした「普通預金」と同じ機能を備えています。専用カードを発行します。		
無利息型普通預金	「総合口座」「普通預金」と同じ機能を持ち、お利息はつきませんが、預金保険制度により全額保護されています。		
当座預金	会社や、商店の資金決済に、手形・小切手をご利用いただくことにより、現金を扱う危険や手間が省ける機能的な預金です。ご希望により、手形・小切手に署名判印字を致します。(署名判印字は手数料が必要です。)		
通知預金	まとまった資金を短期間運用するのに適しています。払出しは払出日の2日前までにご連絡ください。	7日間以上	1,000円以上
納税準備預金	納税に備えるため、資金を計画的にご準備いただく預金で、お利息は非課税となっています。	入金は自由 出金は納税時	1円以上
教育資金一括贈与専用口座 「孫への想い」	預金者(贈与を受けられた方)の教育資金の贈与にかかる非課税措置を目的としてご利用いただけます。	預金者が30歳に なれるまで	受贈者 お1人さまにつき 1,500万円まで
期日指定定期預金	1年複利の個人専用の預金で、1年経過後は1ヵ月以上前のご連絡で、ご預金の全額または一部のお引き出しが出来ます。	据置期間1年 最長預入期間3年	1円以上 300万円未満
スーパー定期	1千万円未満の余裕資金の運用に適した預金です。個人の方は複利型の取り扱いも可能です。	1ヵ月以上5年以内	100円以上
大口定期預金	1千万円以上のまとまった資金の運用に適した預金です。市場金利の動向を基準に金利が決定され、満期日は、ご都合に合わせて自由に設定できます。		1,000万円以上
変動金利定期預金	市場金利の動向にあわせ、6ヵ月毎に金利が見直しされる預金です。個人の方は複利型の取り扱いも可能です。		2年以上3年以内
定額預金型複利定期	半年複利で6ヵ月据置後は自由に引き出しができ、一部引き出しも可能な個人専用の預金です。長くお預けするほど金利が有利となっています。	据置期間6ヵ月 最長預入期間5年	10,000円以上
セカンドライフ 定期預金	退職金専用の定期預金としてご利用いただけます。(優遇金利)	3ヵ月	100万円以上 退職金受給額を上限
相続定期預金 メモリアル定期「感謝」	相続により取得された資金のお預入れ定期預金としてご利用いただけます。(優遇金利)	1年・2年・3年・5年	相続により取得された金額の範囲内
さるぼぼ定期 ステップ	サマーキャンペーンおよびウィンターキャンペーン期間にお預入れを限定した通帳式定期預金です。(優遇金利)	1年・3年・5年	10万円以上
一般財形預金	勤務先の財形制度を利用して、給与・賞与からの天引預金です。貯蓄目的は自由です。	3年以上	
財形住宅預金	住宅の取得や増改築のために積み立てる預金で、財形年金預金と合計で550万円までお利息が非課税です。	5年以上	1,000円以上
財形年金預金	老後資金を積み立てる預金で、財形住宅預金と合計で550万円までお利息が非課税です。		
スーパー積金	目標額に向けて毎月一定額を積み立てていただけますので、計画的に資金作りができます。掛金はご指定の口座から自動振替もできます。	6ヵ月以上5年以内	1,000円以上
さるぼぼ倶楽部 定期積金	組合員様専用の優遇金利でお預入れいただけます。ご契約期間によって金利が変わります。	1年以上7年以内	10,000円以上

有価証券投資業務 預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他証券に投資しております。

そのほか、各種商品・サービスを取扱っております。詳しくは、ひだしんの最寄りの店舗へご相談ください。

■ 主な手数料のご案内

1. 本表の手数料は、令和2年6月23日現在です。 2. 本表の手数料には、消費税が含まれております。

1 振込手数料

振込手数料		他金融機関宛		当組合宛	
		電信	同一店内	本店	支店
窓口	組合員の方	3万円以上 3万円未満	770円 550円	無料	無料
	組合員以外の方	3万円以上 3万円未満	880円 660円	無料	440円 220円
	文書扱い※1	3万円以上 3万円未満	660円 440円	—	—
ATM		3万円以上 3万円未満	660円 440円	無料	無料
定額自動送金	組合員の方	3万円以上 3万円未満	770円 550円	無料	無料
	組合員以外の方	3万円以上 3万円未満	770円 550円	無料	220円 110円

※1 文書扱いは、付帯物件が付されている場合に限りです。

(注)組合員の方でも出資配当金のご入金口座取引店以外で受付またはサービスを利用されますと、組合員の判断ができない場合がございますので、窓口へお申し出ください。

振込手数料		他金融機関宛	当組合宛
インターネットバンキング モバイルバンキング ファームバンキング	3万円以上 3万円未満	330円 220円	無料

2 その他為替手数料

代金取立手数料	本店・本店・高山手形交換所加盟金融機関宛	無料	
	上記以外の金融機関宛	至急扱い(個別取立) 880円 普通扱い(集中又は個別取立) 660円	
その他手数料	不渡手形返却料 取立手形組戻料	取立手形店頭呈示料 送金・振込の組戻料	660円

3 当座関連手数料

小切手帳	1冊につき(50枚綴り)	660円
約束手形帳	1冊につき(25枚綴り)	440円
署名判登録		5,500円
署名判登録変更		2,200円
マル専口座開設	割賦販売通知書1通につき	3,300円
マル専手形用紙	1枚につき	550円
自己宛小切手発行	1枚につき	550円

4 各種サービス手数料(月間口座維持管理基本手数料)

法人インターネットバンキング ファームバンキング	総合振込・振込・振替・照会	2,200円
	振込・振替・照会	1,100円
個人インターネットバンキング	振込・振替・照会	220円
	照会	無料
モバイルバンキング	振込・振替・照会	無料
Faxアンサーサービス	FAX振込案内サービス	1,100円
	FAX入出金明細通知サービス	1,100円

5 でんさいネットサービス手数料

でんさいネット手数料	発生記録請求	1件につき	330円
	譲渡記録請求	1件につき	220円
	分割(譲渡)記録請求	1件につき	220円

6 融資関連手数料

不動産担保事務手数料	新規担保設定 1件につき	設定額2,000万円以下	33,000円	
		設定額2,000万円超	55,000円	
	追加担保設定 1回につき(住宅ローン除く)	住宅ローン	33,000円	
		極度額変更	1回につき	11,000円
		根拠当権の抹消	1回につき	11,000円
		担保物件の一部抹消 (土地取用の場合は無料)	1回につき	11,000円
債務者変更	1回につき	11,000円		
証書貸付 繰上償還 手数料 ^{※1}	全部繰上償還	100万円未満	11,000円	
		100万円以上	300万円未満	22,000円
		300万円以上	1,000万円未満	33,000円
		1,000万円以上	2,000万円未満	44,000円
		2,000万円以上	55,000円	
	一部繰上償還	全部繰上償還に同じ		
グッドサポートローン事務手数料			3,300円	
融資条件変更手数料			11,000円	
固定選択型住宅ローン更新時、固定金利再選択手数料			5,500円	
保証書発行手数料(支払承諾保証書)			1,100円	

※1 証書貸付繰上償還手数料は、融資実行日から4ヵ月以内の繰上償還または、当初借入金額が40万円以下は無料とします。

新規与信による繰上返済部分の償還手数料は無料とします。

(注)代理貸付・保証貸付については各保証会社等の定めにより異なります。

(注)同時に複数の手数料項目が発生する場合は、最も高い手数料のみとなります。

7 ATM利用手数料

①引出の場合

利用時間	当組合カード	無料引出提携カード ^{※1}	他金融機関カード
平日	7:00～8:00	110円	220円 ^{※2}
	8:00～18:00	無料	110円
	18:00～21:00	110円	220円
土曜日 日曜日 祝日	7:00～8:00	110円	220円 ^{※2}
	8:00～21:00	110円	220円

※1 十六銀行及び益田信用組合のキャッシュカードをいいます。

※2 一部の時間延長している信用組合に限り利用できます。

(注)カードによる振込みの場合は、上記手数料のほか振込手数料が必要となります。
キャッシング提携カードのサービス時間・ご利用手数料はカード会社により異なります。

②預入れの場合

利用時間	当組合カード	相互入金提携カード ^{※1}
平日	7:00～8:00	無料 220円 ^{※2}
	8:00～18:00	無料 110円
	18:00～21:00	無料 220円
土曜日 日曜日 祝日	7:00～8:00	無料 220円 ^{※2}
	8:00～21:00	無料 220円

※1 第二地方銀行、信用金庫、他信用組合、労働金庫のキャッシュカードをいいます。

(一部ご利用いただけない金融機関があります。)

※2 一部の時間延長している信用組合に限り利用できます。

③振込の場合

利用時間	当組合カード	無料振込提携カード ^{※1}	他金融機関カード	現金扱い
平日	7:00～8:00	110円	110円	220円 110円
	8:00～18:00	無料	無料	110円 無料
	18:00～21:00	110円	110円	220円 110円
土曜日・日曜日・祝日	7:00～21:00	110円	110円	220円 110円

※1 十六銀行及び益田信用組合のキャッシュカードをいいます。ご利用時間はそれぞれ異なります。

(注)振込みの場合は、上記ATM利用手数料の他に振込手数料が必要となります。

④ゆうちょ銀行のカードの場合

利用時間	引出し・預入れ	
平日	7:00～8:45	220円
	8:45～18:00	110円
	18:00～21:00	220円
土曜日	7:00～9:00	220円
	9:00～14:00	110円
日曜日・祝日	14:00～21:00	220円
	7:00～21:00	220円

8 貸金庫・夜間金庫利用手数料

種類		契約料	年間使用料
貸金庫使用料	小(高さ10cm未満)	無料	6,600円
	小(高さ6cm未満)	無料	9,900円
	中(高さ10cm未満)	無料	15,840円
自動貸金庫使用料	大(高さ14cm未満)	無料	21,780円
夜間金庫使用料		1,100円	13,200円

9 証明書発行手数料

各種証明書		窓口発行		郵送分
各種証明書	残高証明書	1通につき	330円	765円
	融資証明書(事業・ローン用)	1通につき	13,200円	
	住宅取得控除証明書	1通につき	220円	655円

(注)住宅取得控除証明書の自動発行手数料は窓口発行と同様とします。

(注)住宅金融支援機構等の代理貸付に係る手数料は、各取扱機関の定めにより異なります。

10 再発行手数料

再発行手数料	通帳再発行	1件につき	1,100円
	証書再発行		
	CDカード再発行		
	ICカード再発行・更新		
	ローンカード再発行		
	貸金庫カード再発行		

(注)各種カード再発行手数料は、旧カードのご提示がある場合は無料とします。

11 各種手数料

株式払込取扱手数料	一般払込の場合	払込金額×0.35%+消費税 他に受付票1通につき 5円
	一括払込の場合	払込金額×0.25%+消費税
配当金支払取扱手数料	全店支払方式	配当金支払額×0.8%+消費税 他に領収書1通につき 5円
	特定店支払方式	配当金支払額×0.3%+消費税
個人情報開示手数料	1通につき	330円
預金取引履歴照会票	1枚あたり	330円(2枚目以降1枚毎に11円) ^{※1}
融資取引履歴照会票	1枚あたり	330円(2枚目以降1枚毎に11円) ^{※1}

※1 郵送の場合は、上記の他に郵送1通につき435円が必要となります。

12 両替手数料

①窓口

持込枚数またはお持帰り枚数(紙幣、硬貨の合計)のうち、いずれか多い枚数	円貨両替(現金整理)手数料
1枚～49枚	無料
50枚～500枚	330円
501枚～1,000枚	440円
1,001枚～2,000枚	660円
2,001枚～	1,000枚毎に 330円加算

②両替機

持帰り枚数	円貨両替手数料
1枚～49枚	無料
50枚～499枚	100円
500枚～機種最大投出枚数	200円

(注)1回の両替枚数は、機種最大投出枚数までとします。

13 さるぼぼコイン手数料

加盟店コイン払戻手数料(さるぼぼ倶楽部ファミリー店)	払戻金額×1.5%+消費税
加盟店コイン払戻手数料(さるぼぼ倶楽部ファミリー店以外)	払戻金額×1.8%+消費税
加盟店コイン送金手数料	送金額×0.5%+消費税
利用者のさるぼぼコイン払戻手数料(注)	払戻金額×10%+500円+消費税

(注)利用者アカウントが「さるぼぼPay」の払戻は、やむを得ない事情によりさるぼぼPayを継続的に利用することが著しく困難になったと当組合が認めた場合に限りです。

HIDASHIN DISCLOSURE 2020

資料編

数字でみるひだしん

貸借対照表	1
損益計算書	2
剰余金処分計算書	2
貸借対照表に対する注記	3
■ 経営指標	
主要項目の5年間の指標他	5
受取利息・支払利息の増減他	6
用途別の貸出金残高他	7
有価証券の時価、評価差額等に関する事項	8
■ その他	
開示債権の状況	9
自己資本の充実の状況等について	11
当組合および子会社等の概況	17

● 貸借対照表

(単位:千円)

科目	第65期 平成31年3月期	第66期 令和2年3月期
【資産の部】		
現金	1,377,687	1,521,503
預け金	72,315,246	62,110,234
有価証券	145,827,711	145,298,474
国債	13,414,340	13,256,385
地方債	30,206,749	27,569,847
社債	20,168,347	23,308,199
株式	3,133,548	2,385,169
その他の証券	78,904,726	78,778,872
貸出金	115,074,375	117,226,929
割引手形	289,777	246,839
手形貸付	3,189,550	3,271,155
証書貸付	100,725,705	102,376,990
当座貸越	10,869,341	11,331,944
その他資産	2,315,915	2,157,237
未決済為替貸	25,497	13,442
全信組連出資金	1,378,700	1,378,700
前払費用	1,886	958
未収収益	599,431	528,696
金融派生商品	—	25,399
その他の資産	310,399	210,039
有形固定資産	4,928,733	4,829,672
建物	2,009,810	1,924,478
土地	2,694,128	2,688,884
リース資産	3,126	16,872
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	221,667	199,437
無形固定資産	81,310	70,859
ソフトウェア	50,698	42,680
その他の無形固定資産	30,611	28,179
繰延税金資産	—	88,328
債務保証見返	157,308	127,741
貸倒引当金	△ 2,407,090	△ 2,579,885
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,407,932)	(△ 1,544,994)
資産の部合計	339,671,196	330,851,096

(単位:千円)

科目	第65期 平成31年3月期	第66期 令和2年3月期
【負債の部】		
預金積金	257,045,581	258,871,562
当座預金	2,380,951	2,482,748
普通預金	49,729,718	55,476,369
通知預金	3,975,588	559,462
定期預金	192,716,470	191,888,874
定期積金	8,082,815	7,724,468
その他の預金	160,035	739,638
借入金	52,950,000	44,800,000
借入金	52,950,000	44,800,000
その他負債	651,513	776,274
未決済為替借	34,562	13,136
未払費用	370,934	297,503
給付補填備金	13,281	10,540
未払法人税等	8,103	232,774
前受収益	16,339	17,704
払戻未済金	5,610	3,880
職員預り金	75,521	69,167
金融派生商品	58,045	—
リース債務	3,126	16,872
資産除去債務	19,022	19,270
その他の負債	46,965	95,425
賞与引当金	46,904	45,250
役員賞与引当金	20,000	12,000
退職給付引当金	13,654	13,646
役員退職慰労引当金	110,932	129,763
睡眠預金払戻損失引当金	7,598	8,064
偶発損失引当金	8,292	8,477
繰延税金負債	867,459	—
債務保証	157,308	127,741
負債の部合計	311,879,245	304,792,780
【純資産の部】		
出資金	304,068	303,612
普通出資金	304,068	303,612
利益剰余金	23,981,944	24,388,148
利益準備金	318,810	318,810
その他利益剰余金	23,663,134	24,069,338
特別積立金	23,078,000	23,633,000
(経営基盤強化積立金)	(2,300,000)	(2,300,000)
当期末処分剰余金	585,134	436,338
組合員勘定合計	24,286,012	24,691,760
その他有価証券評価差額金	3,505,938	1,366,555
評価・換算差額等合計	3,505,938	1,366,555
純資産の部合計	27,791,951	26,058,315
負債及び純資産の部合計	339,671,196	330,851,096

● 損益計算書

(単位:千円)

科目	第65期 平成31年3月期	第66期 令和2年3月期
経常収益	4,563,392	4,570,037
資金運用収益	4,001,345	3,847,295
貸出金利息	1,723,706	1,703,480
預け金利息	104,813	103,841
有価証券利息配当金	2,154,717	2,007,281
その他の受入利息	18,108	32,692
役員取引等収益	247,962	261,162
受入為替手数料	81,107	85,270
その他の役員収益	166,855	175,891
その他業務収益	204,100	313,677
外国為替売却益	—	—
国債等債券売却益	146,389	235,265
国債等債券償還益	9,244	29,204
その他の業務収益	48,466	49,207
その他経常収益	109,982	147,901
貸倒引当金戻入益	8,924	—
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	90,809	143,926
その他の経常収益	10,249	3,975
経常費用	3,786,207	3,984,275
資金調達費用	340,576	299,725
預金利息	332,367	292,776
給付補填備金繰入額	5,999	4,850
借入金利息	1,622	1,472
その他の支払利息	585	626
役員取引等費用	319,223	323,650
支払為替手数料	32,088	33,683
その他の役員費用	287,135	289,967
その他業務費用	356,753	368,127
外国為替売却損	10,093	13,043
国債等債券売却損	2,781	6,745
国債等債券償還損	11,564	44,986
国債等債券償却	—	29,671
金融派生商品費用	332,035	273,477
その他の業務費用	277	203
経費	2,664,473	2,537,544
人件費	1,323,194	1,278,516
物件費	1,289,706	1,205,040
税金	51,572	53,987
その他経常費用	105,181	455,226
貸倒引当金繰入額	—	250,518
貸出金償却	—	—
株式等売却損	1,220	16,190
株式等償却	—	24,312
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	103,960	164,203
経常利益	777,184	585,762
特別利益	—	1,846
固定資産処分益	—	1,846
その他の特別利益	—	—
特別損失	803	879
固定資産処分損	803	879
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	776,381	586,728
法人税住民税及び事業税	24,932	323,653
法人税等調整額	185,504	△ 155,246
法人税等合計	210,437	168,406
当期純利益	565,943	418,322
繰越金(当期末首高)	19,191	18,016
当期末処分剰余金	585,134	436,338

● 剰余金処分計算書

(単位:円)

科目	第65期 平成31年3月期	第66期 令和2年3月期
当期末処分剰余金	585,134,966	436,338,423
計	585,134,966	436,338,423
剰余金処分額	567,118,654	417,065,810
出資に対する配当金	12,118,654	12,065,810
特別積立金	555,000,000	405,000,000
繰越金(当期末残高)	18,016,312	19,272,613

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「EY 新日本有限責任監査法人」の監査を受けております。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第66期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和2年6月23日

飛驒信用組合
理事長 黒木 正人

損益計算書に対する注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による収益総額 29百万円
子会社等との取引による費用総額 19百万円
- 出資1口当たりの当期純利益 684円28銭

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年	～	50年
その他	3年	～	20年

- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和2年3月17日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部（営業関連部署）の協力の下にリスク統括部（資産査定部署）が資産査定を実施しております。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。
当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成31年3月31日現在）	
年金資産の額	345,052百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	298,784百万円
差引額	46,268百万円

- 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
目：平成30年4月1日 至：平成31年3月31日 1.076%
- 補足説明

上記 (1) の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高22,092百万円である。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間13年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金21百万円を費用処理している。
なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記 (2) の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 291 百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 247 百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 23 百万円
- 子会社等の株式又は出資金の総額 215 百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 3,754 百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は 153 百万円、延滞債権額は 3,498 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の立立て又は弁済の見込みが無いものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は306 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 3,958 百万円であります。

なお、21.から24.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形の額面金額は 246百万円であります。

26. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。	
担保提供している資産	預け金 44,300 百万円
	有価証券 8,981 百万円
担保資産に対応する債務	借入金 44,800 百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引のために預け金 7,036 百万円を担保提供しております。

- 出資1口当たりの純資産額 42,902円 52 銭
- 金融商品の状況に関する事項

- 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

- 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されており、有価証券の取得時に、通貨スワップ取引を行うことにより、当該リスクを回避しています。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- 金融商品に係るリスク管理体制

- 信用リスクの管理
当組合は、与信管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し、運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部及びリスク統括部により行われ、また、定期的にALM委員会、常勤理事会及び理事会にて審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- 市場リスクの管理

- リスク管理
当組合は、市場リスク管理規程及び市場リスクに関する管理諸規程に従い、リスクの計量的測定を始め、金利リスク・価格変動リスク・為替リスク

にかかるモニタリングを行い、リスク計測手法の高度化と市場環境の変化を捉えた適切なリスクコントロールにより、資産・負債の総合的な管理を行っております。

これらの管理は、資金経理部及びリスク統括部により行われ、また、定期的にALM委員会、常勤理事会及び理事会にて、審議・報告を行っております。

- 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「有価証券」のうち、債券の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当組合のVaRは、分散共分散法（保有期間240営業日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和2年3月31日現在で市場リスク量は全体で6,172百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、流動性リスク管理方針及び流動性リスクに関する管理諸規程に従い、的確な資金ポジションを確保するため、資金繰りの状況、見直し及び資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を厳格に把握し、貸出金・預金等の運用資産・調達負債を日常的に管理するとともに、調達手段・調達先の多様化など調達力の強化を図り、流動性確保に向けた適切かつ厳正な管理を行っております。

これらの管理は、資金経理部及びリスク統括部により行われ、また、定期的にALM委員会、常勤理事会及び理事会にて、審議・報告を行っております。

- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

- 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。

	（単位：百万円）		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（※1）	62,110	62,376	265
(2) 有価証券			
その他有価証券	144,324	144,324	—
(3) 貸出金（※1）	117,226		
貸倒引当金（※2）	△ 2,579		
	114,647	119,842	5,195
金融資産計	321,081	326,543	5,461
(1) 預金積金（※1）	258,871	259,162	291
(2) 借入金（※1）	44,800	44,800	—
金融負債計	303,671	303,962	291
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	25	25	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	25	25	—

（※1）預け金、貸出金、預金積金及び借入金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（※3）その他有価証券・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

- 金融商品の時価等の算定方法

- 金融資産
 - 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。
 - 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、30. から33. に記載しております。
 - 貸出金
貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当

金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。
- ①以外は、貸出金の種類ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

- 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

- 借入金
借入金については、帳簿価額を時価としております。

- デリバティブ取引
デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（※1）	10
非上場株式（※1）	99
組合出資金（※2）	2,244
合 計	2,354

（※1）子会社・子法人等株式、非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
（※2）組合出資金（全信組連出資金等）は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

- 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。
- 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。
- その他有価証券で時価のあるものについては、P8に記載しております。

- 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

- 当事業年度中に売却したその他有価証券については、P8に記載しております。

- その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額については、P8に記載しております。

また、当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、32,449百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のものが 32,449百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

（単位：百万円）	
繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	584
有価証券償却超過額	72
損金算入事業税	19
減価償却超過額	23
役員退職慰労引当金損金算入限度額超過額	35
賞与引当金損金算入限度額超過額	12
貯蔵品損金不算入額	12
その他	68
繰延税金資産小計	829
評価性引当額	△ 222
繰延税金資産合計	606
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	511
為替スワップ評価差益	6
繰延税金負債合計	518
繰延税金資産の純額	88

● 主要項目の5年間の指標 / 損益

(単位:百万円)

項目	第62期 平成28年3月期	第63期 平成29年3月期	第64期 平成30年3月期	第65期 平成31年3月期	第66期 令和2年3月期
経常収益	4,737	4,982	4,933	4,563	4,570
経常費用	3,753	3,846	3,840	3,786	3,984
経常利益	983	1,135	1,092	777	585
当期純利益	684	662	742	565	418

● 主要項目の5年間の指標 / 主要勘定

(単位:百万円)

項目	第62期 平成28年3月期	第63期 平成29年3月期	第64期 平成30年3月期	第65期 平成31年3月期	第66期 令和2年3月期
預金積金残高	233,909	245,943	250,976	257,045	258,871
貸出金残高	96,811	102,534	110,838	115,074	117,226
有価証券残高	127,231	135,509	140,746	145,827	145,298
総資産額	279,100	304,345	319,216	339,671	330,851
純資産額	27,342	26,387	26,735	27,791	26,058
単体自己資本比率	18.39 %	16.89 %	16.31 %	14.89 %	14.44 %

(注)「単体自己資本比率」は、平成18年金融庁告示 第22号により算出しております。

● 主要項目の5年間の指標 / 出資金

(単位:百万円)

項目	第62期 平成28年3月期	第63期 平成29年3月期	第64期 平成30年3月期	第65期 平成31年3月期	第66期 令和2年3月期
出資金	308	308	307	304	303
出資総口数	617,976 口	617,303 口	615,169 口	608,136 口	607,224 口
出資配当率	4.0 %	4.0 %	4.0 %	4.0 %	4.0 %
出資配当金	12	12	12	12	12

● 職員数

項目	第62期 平成28年3月期	第63期 平成29年3月期	第64期 平成30年3月期	第65期 平成31年3月期	第66期 令和2年3月期
職員数	171 人	172 人	164 人	168 人	169 人

● 業務粗利益及び業務純益等

(単位:百万円)

項目	第65期 平成31年3月期	第66期 令和2年3月期
資金運用収支 (A) = (B) - (C)	3,660	3,547
資金運用収益 (B)	4,001	3,847
資金調達費用 (C)	340	299
役務取引等収支 (D) = (E) - (F)	△ 71	△ 62
役務取引等収益 (E)	247	261
役務取引等費用 (F)	319	323
その他の業務収支 (G) = (H) - (I)	△ 152	△ 54
その他業務収益 (H)	204	313
その他業務費用 (I)	356	368
金銭の信託運用見合費用 (J)	—	—
業務粗利益 (K) = (A) + (D) + (G) + (J)	3,436	3,430
業務粗利益率	1.07 %	1.03 %
業務純益		888
実質業務純益		923
コア業務純益		740
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)		731

(注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100
 2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

● 資金運用・調達勘定平均残高・利息・利回り

(単位:百万円)

項目	第65期 平成31年3月期			第66期 令和2年3月期		
	平均残高	利息	利回り(%)	平均残高	利息	利回り(%)
資金運用勘定	319,280	4,001	1.25	331,824	3,847	1.15
うち貸出金	112,826	1,723	1.52	116,079	1,703	1.46
うち預け金	65,588	104	0.15	71,560	103	0.14
うち有価証券	140,258	2,154	1.53	142,803	2,007	1.40
資金調達勘定	299,995	340	0.11	311,848	299	0.09
うち預金積金	254,939	338	0.13	263,352	297	0.11
うち借入金	44,979	1	0.00	48,416	1	0.00

● 受取利息・支払利息の増減

(単位:百万円)

項目	第65期 平成31年3月期			第66期 令和2年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	181	△ 273	△ 90	106	△ 269	△ 154
うち貸出金	101	△ 92	8	47	△ 67	△ 20
うち預け金	13	△ 12	0	8	△ 9	△ 0
うち有価証券	68	△ 167	△ 99	35	△ 183	△ 147
支払利息	10	△ 57	△ 46	9	△ 50	△ 40
うち預金積金	10	△ 58	△ 47	9	△ 49	△ 40
うち借入金	0	0	0	0	△ 0	△ 0

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率の増減によるものを含めております。

● 総資金利鞘

(単位:%)

項目	第65期 平成31年3月期	第66期 令和2年3月期
総資金利鞘	0.26	0.25
資金運用利回り	1.25	1.15
資金調達原価率	0.98	0.89

● 総資産利益率

(単位:%)

項目	第65期 平成31年3月期	第66期 令和2年3月期
総資産経常利益率	0.23	0.17
総資産当期純利益率	0.17	0.12

(注) 総資産経常利益率 = (経常利益 ÷ 総資産(債務保証見返除く)平均残高) × 100
 総資産当期純利益率 = (当期純利益 ÷ 総資産(債務保証見返除く)平均残高) × 100

● 預金・積金に関する指標 (平均残高)

(単位:百万円)

項目	第65期 平成31年3月期		第66期 令和2年3月期	
	平均残高	構成比(%)	平均残高	構成比(%)
流動性預金	53,263	20.9	63,657	24.2
うち有利息預金	48,938	19.2	58,716	22.3
定期性預金	201,676	79.1	199,694	75.8
うち定期預金	193,548	75.9	191,771	72.8
うち定期積金	8,127	3.2	7,923	3.0
譲渡性預金その他の預金	—	—	—	—
合計	254,939	100.0	263,352	100.0

● 定期預金に関する指標 (定期預金残高の内訳)

(単位:百万円)

項目	第65期 平成31年3月期		第66期 令和2年3月期	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
固定金利	192,710	99.99	191,882	99.99
変動金利	6	0.01	6	0.01
定期預金合計	192,716	100.00	191,888	100.00

● 貸出金に関する指標 (平均残高)

(単位:百万円)

項目	第65期 平成31年3月期		第66期 令和2年3月期	
	平均残高	構成比(%)	平均残高	構成比(%)
割引手形	275	0.3	297	0.3
手形貸付	2,953	2.6	3,166	2.7
証書貸付	99,223	87.9	101,618	87.5
当座貸越	10,373	9.2	10,996	9.5
合計	112,826	100.0	116,079	100.0

● 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円)

項目	第65期 平成31年3月期			第66期 令和2年3月期		
	残高	構成比(%)	債務保証見返額	残高	構成比(%)	債務保証見返額
当組合預金積金	2,138	1.9	—	1,963	1.7	0
有価証券	—	—	—	—	—	—
動産	20	0.0	—	20	0.0	—
不動産	64,758	56.3	16	65,556	55.9	2
その他	170	0.1	—	119	0.1	—
信用保証協会・信用保険	5,435	4.7	7	5,437	4.6	2
保証	39,215	34.1	132	40,632	34.7	122
信用	3,335	2.9	—	3,497	3.0	—
合計	115,074	100.0	157	117,226	100.0	127

● 使途別の貸出金残高

(単位:百万円)

項目	第65期 平成31年3月期		第66期 令和2年3月期	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
設備資金	68,288	59.3	69,078	58.9
運転資金	46,785	40.7	48,147	41.1
合計	115,074	100.0	117,226	100.0

● 貸出金業種別内訳

(単位:百万円)

項目	第65期 平成31年3月期		第66期 令和2年3月期	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
製造業	7,034	6.1	6,645	5.7
農業、林業	887	0.8	1,068	0.9
漁業	27	0.0	37	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	7,203	6.3	7,319	6.2
電気、ガス、熱供給、水道業	1,682	1.5	1,899	1.6
情報通信業	230	0.2	276	0.2
運輸業、郵便業	2,130	1.9	2,182	1.9
卸売業、小売業	8,766	7.6	9,120	7.8
金融業、保険業	1,000	0.9	1,000	0.9
不動産業	10,024	8.7	11,030	9.4
物品賃貸業	13	0.0	35	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	181	0.2	261	0.2
宿泊業	1,483	1.3	1,365	1.2
飲食業	972	0.8	1,052	0.9
生活関連サービス業、娯楽業	1,547	1.3	1,532	1.3
教育、学習支援業	44	0.0	55	0.0
医療、福祉	601	0.5	486	0.4
その他のサービス	5,110	4.4	5,227	4.5
その他の産業	1,711	1.5	1,633	1.4
小計	50,653	44.0	52,232	44.5
地方公共団体	11,972	10.4	11,006	9.4
個人(住宅・消費・納税資金等)	52,448	45.6	53,988	46.1
合計	115,074	100.0	117,226	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

● 預貸率・預証率

(単位:%)

項目	第65期 平成31年3月期		第66期 令和2年3月期	
	期末	期中平均	期末	期中平均
預貸率	44.76	44.25	45.28	44.07
預証率	56.73	55.01	56.12	54.22

● 貸出金に関する指標(金利区分別残高)

(単位:百万円)

項目	第65期 平成31年3月期		第66期 令和2年3月期	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
固定金利	40,334	35.05	38,040	32.45
変動金利	74,740	64.95	79,185	67.55
貸出金合計	115,074	100.00	117,226	100.00

● 有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円)

項目	第65期 平成31年3月期	第66期 令和2年3月期
国債	12,900	12,883
地方債	30,363	29,495
短期社債	—	—
社債	19,360	21,458
株式	2,468	2,515
その他の証券	75,164	76,450
外国証券	59,565	60,248
(うち円貨債)	(48,349)	(50,016)
その他	15,598	16,202
合計	140,258	142,803

(注)当組合は商品有価証券を保有していません。

● その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

項目	第65期 平成31年3月期			第66期 令和2年3月期			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,231	1,426	805	1,313	884	429
	債券	61,185	59,449	1,736	53,187	52,043	1,144
	国債	13,414	12,882	532	13,256	12,865	391
	地方債	29,303	28,418	884	24,966	24,384	582
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	18,467	18,148	318	14,964	14,793	170
	その他	56,099	52,056	4,042	43,481	39,682	3,799
小計	119,516	112,931	6,584	97,983	92,610	5,373	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	792	940	△148	961	1,309	△348
	債券	2,604	2,630	△25	10,946	11,115	△168
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	903	916	△12	2,602	2,635	△32
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,700	1,713	△13	8,343	8,479	△136
	その他	22,072	23,395	△1,323	34,432	37,442	△3,009
小計	25,469	26,966	△1,497	46,341	49,867	△3,526	
合計	144,985	139,898	5,086	144,324	142,477	1,847	

(注)1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 2. 上記の「その他」は外国証券及び投資信託等です。
 3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
 当事業年度における減損処理額は、53百万円(うち、株式 24百万円、投資信託 29百万円)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は期末時点の時価が取得原価より50%以上下落したのものについては著しく下落したものとみなし、この場合は、合理的な反証がない限り回復の可能性があると認められないため、減損処理を行うこととしております。期末時点の時価が取得原価より30%以上50%未満下落したのものについては著しい下落とみなし、回復の可能性を考慮して減損処理を行うこととしております。
 4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

● 当期中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

項目	第65期 平成31年3月期			第66期 令和2年3月期		
	売却価額	売却益	売却損	売却価額	売却益	売却損
その他有価証券	3,971	258	15	10,586	388	67

● 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

項目	第65期 平成31年3月期		第66期 令和2年3月期	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
満期保有目的の債券	—		—	
その他有価証券	842		973	
子会社・子法人等株式	10		10	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	99		99	
投資事業有限責任組合出資金	732		864	

● その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

項目	第65期 平成31年3月期				第66期 令和2年3月期			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	2,663	20,362	26,872	13,890	3,518	22,695	17,975	19,945
国債	—	4,641	5,584	3,187	703	7,273	2,116	3,162
地方債	1,055	8,201	11,378	9,570	1,508	6,053	7,429	12,578
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,608	7,519	9,908	1,131	1,306	9,368	8,430	4,203
その他	3,758	21,195	19,600	25,828	2,479	20,949	18,013	27,131
合計	6,422	41,557	46,473	39,719	5,997	43,644	35,988	47,076

● 満期保有目的の債券で時価のあるもの

● 金銭の信託の時価等に関する事項 ● 公共債ディーリング実績

● 先物取引の時価情報 ● オフバランス取引の状況 ● オプション取引の時価情報

● 外国為替取扱 ● 子会社株式で時価のあるもの

いずれも該当する取引はございません。

※5ページから8ページの記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

開示債権の状況

当組合は、資産の健全性確保を最重要課題の1つとして取り組んでおりますが、令和2年3月期につきましても、厳正な自己査定を実施し、その査定結果に基づき適切な償却・引当を実施しました。

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」に基づくリスク管理債権と「金融再生法」に基づく開示債権を以下の通り開示いたします。

リスク管理債権の状況

● リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分	残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/A	
破綻先債権	平成31年3月期	231	34	197	100.00
	令和2年3月期	153	29	124	100.00
延滞債権	平成31年3月期	3,327	1,622	1,210	85.14
	令和2年3月期	3,498	1,635	1,420	87.34
3ヵ月以上延滞債権	平成31年3月期	—	—	—	—
	令和2年3月期	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成31年3月期	364	128	44	47.52
	令和2年3月期	306	122	39	53.08
合計	平成31年3月期	3,924	1,786	1,452	82.52
	令和2年3月期	3,958	1,787	1,584	85.17

※百万円未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

(注)

- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号の①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
- 「延滞債権」とは、上記1及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
- 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金(上記1及び2を除く)です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1～3を除く)です。
- 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
- 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
- 「保全率(B+C)/A」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
- これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法に基づく開示債権の状況

● 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分	債権額(A)	担保・保証等(B)	貸倒引当金(C)	保全額(D)=(B)+(C)	保全率(%) (D)/(A)	貸倒引当金当率(%) (C)/(A-B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成31年3月期	1,080	615	465	1,080	100.00	100.00
	令和2年3月期	1,474	733	740	1,474	100.00	100.00
危険債権	平成31年3月期	2,486	1,050	942	1,992	80.11	65.58
	令和2年3月期	2,184	937	804	1,741	79.72	64.48
要管理債権	平成31年3月期	364	128	44	173	47.52	18.87
	令和2年3月期	306	122	39	162	53.08	21.70
不良債権計	平成31年3月期	3,932	1,793	1,452	3,246	82.56	67.92
	令和2年3月期	3,966	1,794	1,584	3,379	85.20	72.97
正常債権	平成31年3月期	111,397					
	令和2年3月期	113,460					
合計	平成31年3月期	115,329					
	令和2年3月期	117,426					

※百万円未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
- 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
- 金額は決算後(償却後)の計数です。

不良債権は3,966百万円ありますが、このうち1,794百万円が担保や保証等でカバーされております。担保や保証等でカバーされていない部分(金額で2,171百万円)に対しても1,584百万円の貸倒引当金を計上しており、不良債権に

対するカバー率は85.20%となっております。さらに組合員勘定(株式会社の自己資本に相当する部分)24,691百万円からみても不良債権が経営に与える影響は僅かであり、経営の健全性を十分に確保しております。

● 貸倒引当金の期末残高・期中増減額

(単位:百万円)

項目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	平成31年3月期	1,004	999	—	※ 1,004	999
	令和2年3月期	999	1,034	—	※ 999	1,034
個別貸倒引当金	平成31年3月期	1,499	1,407	89	※ 1,410	1,407
	令和2年3月期	1,407	1,544	78	※ 1,329	1,544
合計	平成31年3月期	2,504	2,407	89	※ 2,414	2,407
	令和2年3月期	2,407	2,579	78	※ 2,328	2,579

※洗替えによる取り崩し

● 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項目	第65期 平成31年3月期	第66期 令和2年3月期
貸出金償却	—	—

自己資本の充実の状況等について

自己資本比率

自己資本比率は、貸出金等の「資産（※リスク・アセット等）」に対する出資金や内部留保等の「自己資本」の割合を示す数値であり、金融機関の健全性・安全性を計る重要な指標です。

令和2年3月期の自己資本の額は25,663百万円、自己資本比率は14.44%と国内で業務を行う金融機関の基準4%を大きく上回り、「ひだしん」の財務体質が極めて高い水準にあることを示しています。

当組合の自己資本につきましては、地域のお客さまからの普通出資金による調達を始め、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本の充実を図り、経営の健全性・安全性を保っております。

なお、将来の自己資本の充実策については、各年度毎の事業計画に基づく業務推進を通じて、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

※「リスク・アセット等」とは資産（貸出金や有価証券等）に関する貸倒れの危険性の総量をいい、貸借対照表に記載された各資産に対して、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じたリスク・ウェイトを乗じて算出します。「パーセルⅢ」の導入に伴い、従来に比べてリスク・アセット算出の精緻化が図られました。

● 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	24,273	24,679
うち、出資金及び資本剰余金の額	304	303
うち、利益剰余金の額	23,981	24,388
うち、外部流出予定額(△)	12	12
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	999	1,034
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	999	1,034
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	25,273	25,714
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	59	51
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	59	51
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—

● 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	平成30年度	令和元年度
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	59	51
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	25,213	25,663
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	162,636	170,948
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△926	△923
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△926	△923
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,684	6,769
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	169,320	177,718
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	14.89%	14.44%

(注)自己資本算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

● 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項目	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	162,636	6,505	170,948	6,837
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	163,555	6,542	171,859	6,874
(i) ソブリン向け	2,006	80	2,262	90
(ii) 金融機関向け	20,458	818	19,410	776
(iii) 法人等向け	32,533	1,301	38,590	1,543
(iv) 中小企業等・個人向け	36,994	1,479	36,854	1,474
(v) 抵当権付住宅ローン	3,000	120	2,877	115
(vi) 不動産取得等事業向け	13,716	548	14,734	589
(vii) 三月以上延滞等	607	24	798	31
(viii) 出資等	9,102	364	8,917	356
出資等のエクスポージャー	9,102	364	8,917	356
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	19,934	797	19,921	796
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資金等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,378	55	1,378	55
(xi) その他	23,822	952	26,113	1,044
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1	0	2	0
ルック・スルー方式	1	0	2	0
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 926	△ 37	△ 923	△ 36
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	3	0	6	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	2	0	3	0
ロ. オペレーショナル・リスク	6,684	267	6,769	270
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	169,320	6,772	177,718	7,108

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のこと)です。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、(i)~(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、信用保証協会等による保証付エクスポージャーやオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額などが含まれます。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\text{〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

 7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当組合の自己資本調達手段は次のとおりです。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準の4%を上回っており、経営の健全性・安定性を充分保っております。なお、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の横上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクについて

信用リスクとは、取引先の倒産や経営財務状況の悪化等により、貸出金やその利息などの回収が困難となり、金融機関が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、貸出資産の良質化のため、法令遵守はもとより「財務分析」「信用格付け」の活用、不動産価格の適正評価を行うとともに、営業店への本部指導などを実施しております。

さらに、信用リスク回避のため、特定の業種やお客さまに偏ることのないよう、小口・中口多数取引の推進を図るとともに、定期的なポートフォリオ管理などにより信用リスクを認識する管理態勢を構築しています。

当組合では、信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施しております。

また、信用リスク・アセット額の算定にあたっては、各エクスポージャーに分類のうえ、それぞれに定められたリスク・ウェイトを乗じて算出する「標準的手法」を採用しております。

当該手法の採用にあたり、リスク・ウェイトの判定に使用する格付は以下の4つの適格格付機関を採用しております。

- 株式会社 格付投資情報センター (R & I)
- 株式会社 日本格付研究所 (J C R)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S & P)

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

このような信用リスク管理の状況については、ALM委員会で協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会への報告体制を整備しております。

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に基づき算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

4. 信用リスク削減手法について

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、資金使途、返済原資並びに財務内容など、さまざまな角度から融資の可否判断をしており、担保や保証による保全措置は、補完的な位置付けとして認識しております。

ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、不動産等があり、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲内において、預金相殺を用いる場合がございます。

この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合の定める各種約束手等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、当組合が採用している信用リスク削減手法は、適格金融資産担保として自組合預金積金、保証として公的・民間保証等が該当します。

民間保証については、適格格付機関が付与している格付により判定しております。

5. オペレーショナル・リスクについて

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外部事象の発生によって組合が損失を被るリスクのことであり、不適切な事務処理、システムの停止や誤作動、災害発生など、組合経営に重大な影響を与えるリスクの総称です。

当組合では、それらのリスクを適切に管理するため「事務リスク管理規程」及び「システムリスク管理規程」を制定し、適切な管理態勢の整備並びにリスクの軽減に取組んでおります。

「事務リスク」につきましては、正確な事務処理遂行のため、営業店指導を強化するとともに、各種研修を定期的に行い、事務品質の向上に努めております。

また、事務ミス等を未然に防止するため、自店内検査や監査部による臨店監査等により相互牽制機能の強化を図っております。

「システムリスク」につきましては、災害等によりシステムが正常機能しなくなった場合に備えた「コンティンジェンシープラン(危機管理計画)」を作成し、業務への支障を最小限に抑える体制を構築しております。

これらのリスクに関しましては、リスク統括部におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等において報告する体制を整備しております。当組合では、オペレーショナル・リスク相当額の算出について、過去3年間の粗利益額の平均値に基づき算出する「基礎的手法」を採用しております。

6. 株式・出資金等について

上場株式にかかるリスクの認識については、時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、設定されたリスク・リミットの遵守状況やストレステストなど複合的なリスク分析を実施し、定期的にALM委員会に報告しております。

一方、非上場株式、子会社株式、その他出資金に関しては、「余資運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行い、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券運用基準」等に従い、適正処理を行っております。

7. 金利リスクについて

○リスクの管理方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指し、当組合においては、定期的に評価・計測を行い、ALM委員会で協議検討するとともに、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。さらに、銀行勘定の金利リスク(以下、「IRRBB」とする。)について経済的価値の変動額である△EVEを計測しております。

なお、当組合は、四半期月末を基準日として、四半期毎で金利リスクを計測しております。

○金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び当組合がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。
 - (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - (c) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - (d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - (e) 複数通貨の集計方法及びその前提
IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した△EVEが正となる通貨のみを対象としております。
 - (f) スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
 - (g) 内部モデルの使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
 - (h) 計測値の解釈や重要性に関する説明
△EVEの計測値は、当組合における自己資本比率や有価証券の含み損益等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しております。
なお、当組合では、重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えると考えられる資産・負債をIRRBBの計測対象としております。
- B. 当組合が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE以外の金利リスクについて、当該金利リスクの計測手法及びリスク量は4ページに記載しております。

8. 連結の範囲に関する事項等

当組合には子会社等として「ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社」と「飛驒・高山さるぼぼ結ファンデーション投資事業有限責任組合・同2号」があります。

飛驒信用組合グループとして連結された財務諸表は、連結財務諸表規則第5条第2項で規定される重要性の原則により、作成しておりません。このため連結財務諸表を基礎とする諸指標は算出しておりませんが連結自己資本比率についてのみ「平成18年金融庁告示第21号」に準じて算出しております。各種経営指標については飛驒信用組合単体のものをご参照ください。

9. 派生商品取引及び長期決済期間取引ならびに証券化取引について

いずれも該当ございません。

信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

● 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		三月以上延滞エクスポージャー			
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
国内	297,864	291,912	115,499	117,607	72,135	73,259	—	—	510	624
国外	50,897	54,879	—	—	50,897	54,879	—	—	—	—
地域別合計	348,762	346,792	115,499	117,607	123,033	128,138	—	—	510	624
製造業	10,245	11,277	7,034	6,645	3,211	4,632	—	—	5	5
農業、林業	887	1,068	887	1,068	—	—	—	—	77	67
漁業	27	37	27	37	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	7,403	7,619	7,203	7,319	200	300	—	—	36	14
電気、ガス、熱供給、水道業	4,716	4,914	1,682	1,899	3,033	3,015	—	—	—	—
情報通信業	330	676	230	276	100	400	—	—	—	—
運輸業、郵便業	3,977	3,793	2,130	2,182	1,846	1,610	—	—	—	—
卸売業、小売業	11,940	13,319	8,766	9,120	3,174	4,198	—	—	11	10
金融業、保険業	12,927	12,420	1,000	1,000	11,927	11,420	—	—	—	—
不動産業	17,077	18,491	10,024	11,030	7,053	7,461	—	—	—	34
物品賃貸業	13	35	13	35	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	181	261	181	261	—	—	—	—	—	—
宿泊業	1,483	1,365	1,483	1,365	—	—	—	—	—	—
飲食業	972	1,052	972	1,052	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	1,547	1,532	1,547	1,532	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	44	55	44	55	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	601	486	601	486	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	5,110	5,227	5,110	5,227	—	—	—	—	0	0
その他の産業	2,014	1,910	1,711	1,633	303	276	—	—	—	—
国・地方公共団体等	53,258	50,949	11,972	11,006	41,285	39,943	—	—	—	—
個人	52,448	53,988	52,448	53,988	—	—	—	—	378	491
その他	161,552	156,306	424	380	50,897	54,879	—	—	—	—
業種別合計	348,762	346,792	115,499	117,607	123,033	128,138	—	—	510	624
1年以下	22,738	21,539	16,625	16,414	6,112	5,125	—	—	—	—
1年超3年以下	20,616	27,847	5,874	7,139	14,742	20,707	—	—	—	—
3年超5年以下	32,821	28,405	9,952	8,107	22,868	20,298	—	—	—	—
5年超7年以下	31,413	27,980	8,676	7,729	22,736	20,250	—	—	—	—
7年超10年以下	30,312	29,173	11,049	12,289	19,262	16,883	—	—	—	—
10年超	98,455	107,821	61,145	62,947	37,309	44,873	—	—	—	—
期間の定めのないもの	112,404	104,025	2,174	2,979	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	348,762	346,792	115,499	117,607	123,033	128,138	—	—	—	—

- (注)
- 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 - 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 - 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、預け金、投資信託、固定資産等が含まれます。
 - CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 - 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

● 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本事項については、9ページ～10ページ「開示債権の状況」に掲載しております。

● 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

区分	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	当期増加額		当期減少額		期末残高		平成30年度	令和元年度
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度		
製造業	1	46	1	1	1	46	—	—
農業、林業	124	135	130	124	124	135	—	—
漁業	2	21	2	2	2	21	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	380	64	428	380	380	64	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	211	264	281	211	211	264	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	64	333	55	64	64	333	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	216	253	249	216	216	253	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	405	424	349	405	405	424	—	—
合計	1,407	1,544	1,499	1,407	1,407	1,544	—	—

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

● リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成30年度		令和元年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	17,129	58,244	15,035	55,237
10%	1,803	5,046	276	5,070
20%	32,978	74,707	38,445	64,927
35%	—	8,587	—	8,227
50%	15,079	536	15,635	546
75%	—	50,247	—	49,989
100%	8,889	56,584	12,791	61,456
150%	—	335	48	365
250%	6,322	1,033	6,320	1,032
合計	82,202	255,322	88,553	246,853

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

● 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,674	2,431	2,406	2,285	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	8	10
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

証券化エクスポージャーに関する事項

該当はございません。

出資等エクスポージャーに関する事項

● 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	平成30年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	3,023	3,023	2,275	2,275
非上場株式等	7,381	—	7,237	—
合計	10,405	3,023	9,513	2,275

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

● 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
評価損益	657	81

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

● 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
売却益	90	143
売却損	2	16
償却	—	53

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

● 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
評価損益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

金利リスクに関する事項

● IRRBB: 金利リスク

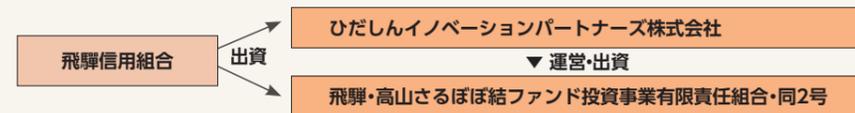
(単位:百万円)

項番		△EVE		△NII	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
1	上方パラレルシフト	10,456	9,960		179
2	下方パラレルシフト	—	—		75
3	スティープ化	8,210	7,765		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	10,456	9,960		179
8	自己資本の額	平成30年度 25,213		令和元年度 25,663	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末のみを開示しております。
※△EVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
※△NIIとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

当組合および子会社等の概況

● 飛驒信用組合グループの事業系統図



● 子会社等の概況

(令和2年3月末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金又は出資金(百万円)	議決権所有割合
ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社	岐阜県高山市花岡町1丁目13番地1	・投資事業組合財産の運用及び管理 ・株式、社債又は持分その他の有価証券に対する投資業務 ・事務受託業務	平成26年11月7日	10	100%
飛驒・高山さるぼぼ結ファンド投資事業有限責任組合	岐阜県高山市花岡町1丁目13番地1	・地域活性化に資する投資業務	平成27年2月1日	340	—
飛驒・高山さるぼぼ結ファンド2号投資事業有限責任組合	岐阜県高山市花岡町1丁目13番地1	・地域活性化に資する投資業務	平成28年6月10日	270	—

● 連結自己資本比率

当組合では、子会社は当信用組合グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、子会社等のひだしんイノベーションパートナーズ株式会社及び飛驒・高山さるぼぼ結ファンド投資事業有限責任組合・同2号を含めた連結自己資本比率は下記のとおりであります。

(単位:百万円)

項目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	24,315	24,681
うち、出資金及び資本剰余金の額	304	303
うち、利益剰余金の額	24,023	24,389
うち、外部流出予定額(△)	12	12
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	999	1,034
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	999	1,034
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	25,314	25,716
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	59	51
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	59	51
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

● 連結自己資本比率

(単位:百万円)

項目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	59	51
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	25,255	25,664
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	162,728	170,978
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 926	△ 923
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、退職給付に係る資産	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 926	△ 923
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,714	6,781
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	169,442	177,760
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	14.90 %	14.43 %

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く):連結

● 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高 (連結)

【業種別および残存期間別】

影響が僅少であるため記載を省略します。

● 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 (連結)

単体と同一です。

● 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等 (連結)

単体と同一です。

● リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (連結)

影響が僅少であるため記載を省略します。

● 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (連結)

単体と同一です。

証券化エクスポージャー・出資等エクスポージャーに関する事項:連結

● 証券化エクスポージャーに関する事項(連結)

該当はございません。

● 出資等エクスポージャーに関する事項(連結)

影響が僅少であるため記載を省略します。

※単体の各種指標につきましてはP15~17をご参照ください。